

名取市障害者計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年3月

名取市

はじめに

当市では、平成27年3月に市の障がい者施策を総合的に推進するための基本計画として「名取市障害者計画」を、平成30年3月には、障害福祉サービス分野の実施計画となる「第5期名取市障害福祉計画・第1期名取市障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、これらの計画に基づき、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるような社会を目指してまいりました。



この度、これらの計画期間が満了するにあたり、当市のこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、新たに「名取市障害者計画（令和3年度から令和8年度）」及び別冊として「第6期名取市障害福祉計画・第2期名取市障害児福祉計画（令和3年度から令和5年度）」を策定いたしました。

これらの計画では、国の基本指針や名取市第六次長期総合計画などの上位計画との整合を図りながら「支えあい、自分らしく輝けるまち なとり ～誰もが自立して暮らせる 地域共生社会を目指して～」を基本理念として、一人ひとりの障がいの状況に応じた合理的配慮の提供や必要な支援がなされ、だれもが個性や能力を発揮しながら、地域社会の中でいきいきと安心して暮らしていくことができる環境づくりを目指すものであります。

今後は、計画をより実効性のあるものとするために、障害福祉に携わっている方々や市民の皆様との連携・協働を図りながら、計画を着実に推進してまいりますので、皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました「名取市障害者計画等策定懇談会」の委員の皆様、関係各団体等、計画策定にご尽力を賜りました皆様に心から厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

名取市長 山田 司郎

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	3
(1) 国の動き	3
(2) 宮城県の動き	3
(3) 名取市の動き	4
2. 制度改正の内容	5
(1) 第4次障害者基本計画について	5
(2) 基本指針の改定について	7
3. 計画の位置づけ	10
4. 計画の期間	11
5. 計画の対象者	11
6. 計画の策定体制	12
第2章 障がい者を取り巻く状況	13
1. 名取市の人口	15
(1) 名取市の人口構造	15
2. 障害者手帳所持者の状況	16
(1) 障害者手帳所持者	16
(2) 身体障害者手帳所持者	17
(3) 療育手帳所持者	19
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者	20
(5) その他の障がいのある人	21
3. 雇用・就労状況	22
4. 就学等の状況	23
(1) 保育所等における障がい児	23
(2) 特別支援学級・通級による指導状況	23
(3) 特別支援学校在籍者	23
5. 障害福祉サービス利用状況	24
6. 令和8年度までの各種推計	27
(1) 将来人口推計	27
(2) 障害者手帳所持者数推計	28
7. アンケート調査結果等からの現状評価	29
(1) 市民アンケート調査の概要	29
(2) 各手帳所持者の分析	30
(3) 障害福祉施策の今後の方向性	30
(4) 障害福祉分野の評価	32
(5) 前期計画の評価	35
(6) 事業所アンケート概要	43
8. 本計画の策定にあたり求められる視点	45
(1) 国の第4次障害者基本計画との整合	45
(2) 名取市の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針との整合	45
(3) アンケート結果等から求められる視点	46

第3章 計画の基本的方向	47
1. 基本理念	49
2. 基本目標	49
3. 計画の施策体系	50
第4章 分野別施策	51
基本目標1 ともに支えあう地域づくり	53
(1) 理解と交流の推進	53
(2) 差別解消と合理的配慮の推進	55
(3) 権利擁護の推進	57
(4) 虐待の防止	58
(5) 地域福祉活動の推進	59
(6) ボランティア活動への支援	60
基本目標2 自分らしく輝ける環境づくり	61
(1) 保健・医療体制の充実	61
(2) 療育・教育の充実	63
(3) 就労の支援	65
(4) 施設福祉の充実	67
(5) スポーツ・文化活動等の推進	68
基本目標3 自立した生活を支える基盤づくり	70
(1) 相談支援体制の充実	70
(2) 障害福祉サービスの充実	72
(3) 人にやさしいまちづくりの推進	74
(4) 経済的支援の充実	75
(5) 移動手段への支援	77
(6) 防災・防犯対策の充実	78
第5章 計画の推進にあたって	81
1. 連携体制の強化	83
2. 推進体制	83
(1) 市民、地域及び関係機関との協働	83
(2) 名取市障がい者等地域づくり協議会	83
3. 計画の周知・普及	86
4. 計画の進行管理	86
資料編	87
1. 用語解説	89
2. 名取市障害者計画等策定懇談会設置要綱	92
3. 名取市障害者計画等策定検討委員会設置要綱	94
4. 名取市障害者計画等策定の経緯	95
5. 名取市内障害福祉関係機関一覧（事業所、団体等）	96

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 国の動き

国は、地域共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援することを基本理念とする「第4次障害者基本計画（平成30年度～令和4年度）」を平成30年3月に策定しました。

「条約の理念の尊重及び整合性の確保」「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等を横断的視点として掲げています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成30年4月）」「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月）」「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年12月）」の施行や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（平成30年5月）、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年6月）」など、障がい者関連の法律・制度は大きく変容しています。

(2) 宮城県の動き

宮城県は、平成30年3月に「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」を策定しています。

最新の動きとしては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、その基本理念や方策を掲げた「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」の策定と、手話を言語として認識し、手話やろう者に対する理解の促進と手話の普及を図るとともに、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現を目指す「手話言語条例（仮称）」の制定を検討しているところです。

(3) 名取市の動き

当市においては、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人と同様に生活し、ともにいきいきと生活できる社会を目指すことができるよう、各種施策を実施してきました。

近年においては、平成29年12月に「名取市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定しました。また、令和2年3月に策定した「第六次長期総合計画」では、一人ひとりの障がいの状況に応じた合理的配慮の提供や必要な支援がなされ、だれもが個性や能力を発揮しながら、地域社会の中でいきいきと安心して暮らしていくことができる環境づくりの推進を将来の目指す姿（ゴール）として、障がい者福祉の充実に努めています。

障がいのある人に関する施策の方向性を定める基本的な計画である障害者計画については、平成18年3月に「名取市障害者計画（平成18年度から平成26年度）」、平成27年3月に「名取市障害者計画（平成27年度から平成32年度）」を策定しました。

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の確保のための方策について、数値目標やサービスの見込量などを定め、その達成に向けて取り組んでいくための障害福祉計画及び障害児福祉計画については、平成30年3月に「第5期名取市障害福祉計画（平成30年度から平成32年度）」及び「第1期名取市障害児福祉計画（平成30年度から平成32年度）」を策定し、障害福祉に関する諸施策を総合的に推進しています。

これら3つの計画は令和2年度で終了となることから、前計画との調和を図りながら、令和3年度を初年度とする新たな計画を策定するものです。

※名取市では、市の公文書等において、人を指す場合の「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例等の制度に基づく表記については対象外です。

2. 制度改正の内容

(1) 第4次障害者基本計画について

国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月）の策定背景には、「障害者権利条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定があります。「障害者基本計画（第4次）」の基本的な考え方においては、各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約」の理念の尊重及び整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援などが挙げられています。

障害者基本計画(第4次)の策定にあたっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画（第4次）の位置づけ

位置づけ：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画

計画期間：2018(平成30)年度から2022(令和4)年度までの5年間

2. 障害者基本計画（第4次）の背景

背景①：障害者権利条約の批准

⇒分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要

背景②：障害者差別解消法の施行

⇒差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要

背景③：2020東京パラリンピックの開催決定

⇒先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障がい者施策の実現が必要

課題① アクセシビリティの向上

- 社会的障壁の除去のため、障がい者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要
- 社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れることを通じ、社会全体で強力に取組を推進

課題② 性別、年齢による複合的困難への配慮

- 障がいのある女性や障がいのある子どもは複合的困難な状況に置かれる場合がある
- 複合的困難に直面する障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を策定・実施

課題③ 統計・PDCAサイクルの充実

- Evidence Based Policyの観点から障がい当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要
- PDCAサイクルを構築・着実に実行し、障がい者施策の不断の見直しを行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

(5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

(6) PDCAサイクル等を通じた実行性ある取組の推進

4. 命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がい者と障がいのない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、国民の理解促進に努める。

各分野における障がい者施策の基本的な方向

<p><u>1. 安全・安心な生活環境の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 	<p><u>6. 保健・医療の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (5) 難病に関する保健・医療施策の推進 (6) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
<p><u>2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上 	<p><u>7. 行政等における配慮の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 司法手続等における配慮等 (2) 選挙等における配慮等 (3) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 (4) 国家資格に関する配慮等
<p><u>3. 防災、防犯等の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災対策の推進 (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 	<p><u>8. 雇用・就業、経済的自立の支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障がい者雇用の促進 (4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ
<p><u>4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進 	<p><u>9. 教育の振興</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障がい学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
<p><u>5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保 	<p><u>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進 <p><u>11. 国際協力の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障がい者の国際交流等の推進

(2) 基本指針の改定について

国の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画については、障がい者に関する制度や施策の国における協議が、多方面で頻繁に実施されており、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的に策定される“障害福祉計画”については、令和2年5月19日に国の基本指針の一部改正が告示され、基本指針の主な見直しのポイント（10項目）が示されました。

基本指針の見直しの主なポイント

1 地域における生活の維持及び継続の推進

入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

3 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能のさらなる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。

4 障害福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくためには、それを担う人材を確保していく必要がある。専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、魅力劇な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいくことが重要である。

5 福祉施設から一般就労への移行等

「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組をさらに進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援 A 型及び B 型についても成果目標を追加する。就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加する。

このほか、以下の取組を進めることが望ましい。

- ・農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
- ・大学在学中の学生就労移行支援の利用促進
- ・高齢障がい者に対する就労継続支援 B 型等による適切な支援、ニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

6 発達障がい者等支援の一層の充実

発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

7 障がいの社会参加を支える取組

障がいの社会参加を推進するには、障がいの多様なニーズを踏まえて支援すべきである。障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会を通じて、障がいの個性や能力の発揮、社会参加の推進を図る。また、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

8 「地域共生社会」の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、引き続き地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

9 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包括（インクルージョン）を推進することが重要である。

障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある。入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある。

＜保育、保健、医療、教育等の関係機関との連携に関して＞

障がい児通所支援の実施にあたって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある。

難聴児支援にあたって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進める。

＜特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に関して＞

重症心身障がい児や医療的ケア児の支援にあたって、その人数やニーズを把握する必要がある、管内の支援体制の現状を把握する必要がある。

重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズの多様化を踏まえ、協議会等を活用して役割等を検討する必要がある。

10 障害福祉サービス等の質の向上

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することが必要であることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する。

<障害福祉サービス等に係る成果目標>

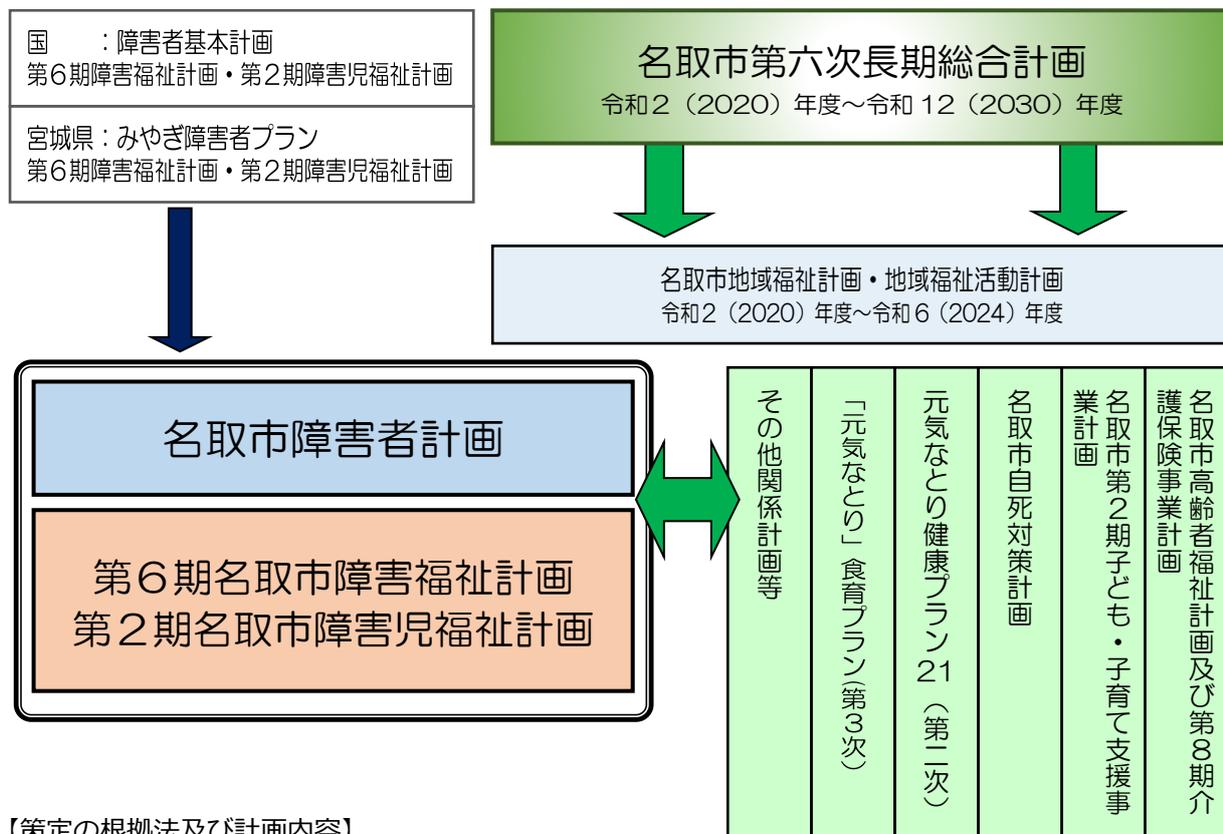
①施設入居者の地域生活への移行	【地域生活移行者の増加】 ・令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
	【施設入所者数の削減】 ・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上を削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	【精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇】(都道府県) ・平均316日以上(新)
	【精神病床における1年以上長期入院患者数の減少】(都道府県) ・65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定
	【精神病床における退院率の上昇】(都道府県) ・入院後3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、12か月時点92%以上
③地域生活拠点等が有する機能の充実	・各市町村または各圏域に1つ以上を確保しつつ、その機能充実のため年1回以上運用状況を検証、検討
④福祉施設から一般就労への移行	【一般就労移行者の増加】 ・令和元年度実績の1.27倍以上 うち就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上(新)
	【就労定着率の増加】 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用(新) ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする(新)
⑤障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施体制の確保】 ・児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所設置 ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】(都道府県) ・児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保(新)
	【重症心身障がい児を支援する事業所の確保】 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】 ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置(圏域確保も可)(一部新)
⑥相談支援体制の充実・強化等【新項目】	・各市町村または各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「障害者計画」です。

本計画は様々な分野の取組を総合的かつ一体的に進めるため、国の指針、県の方針をはじめ、「名取市第六次長期総合計画」「名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「名取市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保健事業計画」「名取市第2期子ども子育て・支援事業計画」など、各分野の計画と整合性を図り策定しました。

【計画の位置づけイメージ】



【策定の根拠法及び計画内容】

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	障がい者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス等の提供体制の確保と必要な量を定める計画(3年1期)	障害児通所支援等の提供体制の確保と円滑な実施を定める計画(3年1期)

4. 計画の期間

中期的な指針となる「名取市障害者計画」の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6か年計画とします。

この計画は、国の制度改正や社会情勢の変動などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
障害者計画（6か年）	第3次						見直し
障害福祉計画（3か年）	第6期			見直し	(第7期)		見直し
障害児福祉計画（3か年）	第2期			見直し	(第3期)		見直し

5. 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法などで定義されている「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者（発達障害を含む）」「その他の心身の機能の障害がある者」「障害児」「難病患者」です。

また、発達障害者支援法第2条で規定する自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある人も対象となっています。

6. 計画の策定体制

計画の策定にあたり、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等で構成する「名取市障害者計画等策定懇談会」において、審議を行いました。

また、本計画は、障がい者福祉施策全般に関係する様々な部門と連携及び調整を行う「名取市障害者計画等策定検討委員会」において計画案を審議するとともに、障がいのある人等を対象にしたアンケート調査、関係団体等へのヒアリングの結果を踏まえ、その結果を反映したものです。さらに、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、県との調整を図りながら策定しました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 名取市の人口

(1) 名取市の人口構造

当市の総人口は、平成27年度の76,940人から令和2年度には79,528人と増加傾向にあり、年齢3区分別では、年少人口が12,115人（15.2%）、生産年齢人口が49,239人（61.9%）、老年人口が18,174人（22.9%）となっています。

世帯数は、平成27年度の29,081世帯から令和2年度は31,863世帯と増加していますが、世帯当たり人員は2.65人から2.50人と減少傾向にあります。

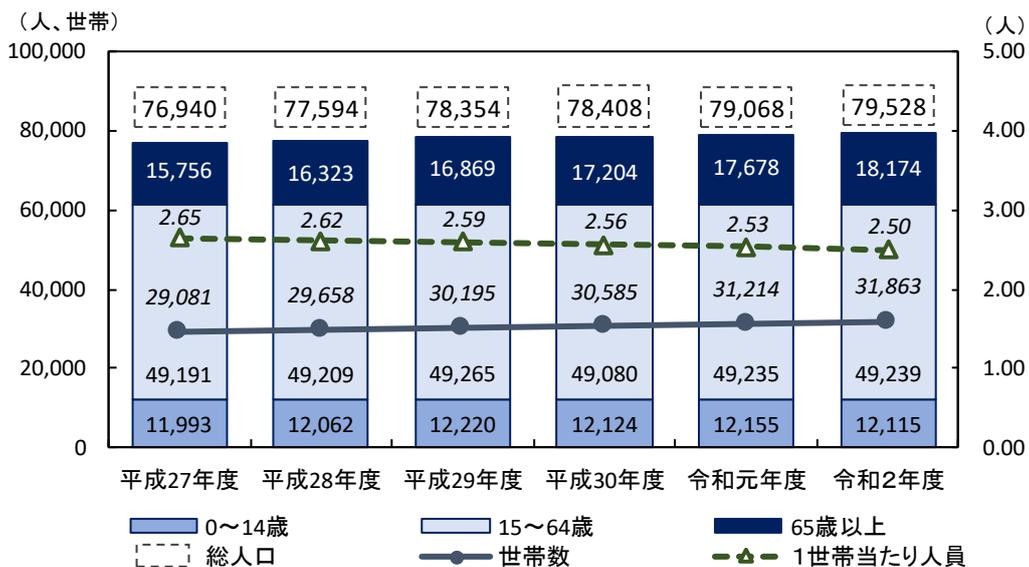
【人口の推移】

(単位：人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
総人口	76,940	77,594	78,354	78,408	79,068	79,528
年少人口 (0～14歳)	11,993 (15.6%)	12,062 (15.5%)	12,220 (15.6%)	12,124 (15.5%)	12,155 (15.4%)	12,115 (15.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)	49,191 (63.9%)	49,209 (63.4%)	49,265 (62.9%)	49,080 (62.6%)	49,235 (62.3%)	49,239 (61.9%)
老年人口 (65歳以上)	15,756 (20.5%)	16,323 (21.0%)	16,869 (21.5%)	17,204 (21.9%)	17,678 (22.4%)	18,174 (22.9%)
世帯数	29,081	29,658	30,195	30,585	31,214	31,863
一世帯当たり人口	2.65	2.62	2.59	2.56	2.53	2.50

資料：住民基本台帳（各年度9月末日現在）

【人口の推移】



2. 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者

当市における障害者手帳所持者数の推移をみると、平成26年度の4,131人から令和元年度には4,582人と451人（10.9%）の増加となっています。総人口に占める割合は5.78%となっています。

身体障害者手帳所持者は3,299人から3,520人と221人（6.7%）の増加、療育手帳所持者は452人から570人へと118人（26.1%）の増加、精神障害保健福祉手帳所持者は380人から492人へと112人（29.5%）増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
障害者手帳所持者 計	4,131	4,230	4,304	4,484	4,529	4,582
身体障害者手帳所持者	3,299	3,364	3,424	3,481	3,529	3,520
対前年度比伸び率	1.9%	2.0%	1.8%	1.7%	1.4%	▲0.3%
療育手帳所持者	452	464	478	513	536	570
対前年度比伸び率	4.6%	2.7%	3.0%	7.3%	4.5%	6.3%
療育手帳 A	182	192	196	201	207	210
対前年度比伸び率	▲1.6%	5.5%	2.1%	1.4%	3.0%	1.4%
療育手帳 B	270	272	282	312	329	360
対前年度比伸び率	9.3%	0.7%	3.7%	9.4%	5.4%	9.4%
精神障害者保健福祉手帳所持者	380	402	402	490	464	492
対前年度比伸び率	6.1%	5.8%	0.0%	21.9%	▲5.3%	6.0%
精神障害者保健福祉手帳 1級	82	88	68	84	57	58
対前年度比伸び率	5.1%	7.3%	▲22.7%	1.8%	▲32.1%	1.8%
精神障害者保健福祉手帳 2級	214	224	223	268	265	273
対前年度比伸び率	0.9%	4.7%	▲0.4%	3.0%	▲1.1%	3.0%
精神障害者保健福祉手帳 3級	84	90	111	138	142	161
対前年度比伸び率	23.5%	7.1%	23.3%	13.7%	2.9%	13.4%

資料：宮城県（各年度3月末日現在）

【市の総人口に占める障害者手帳所持者の割合】

(単位：人)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市の総人口	76,312	77,023	77,962	78,299	78,672	79,262
障害者手帳所持者計	4,131	4,230	4,304	4,484	4,529	4,582
市の総人口に占める障害者手帳所持者の割合	5.41%	5.49%	5.52%	5.73%	5.76%	5.78%

資料：住民基本台帳（各年度3月末日現在）、宮城県（各年度3月末日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成26年度の3,299人から令和元年度には3,520人と221人(6.7%)の増加となっています。

障害の種類別でみると、令和元年度では肢体不自由が1,930人と最も多く、次いで内部障害が1,017人、聴覚・平衡機能障害が260人と続いています。

障害の等級別では、重度の1級が922人、次いで中度の4級が859人と多くなっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移 障害の種類別】

(単位：人)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
視覚障害	236	239	245	252	261	255
聴覚障害、平衡機能障害	265	258	257	258	264	260
音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	55	52	56	60	59	58
肢体不自由	1,851	1,888	1,910	1,918	1,936	1,930
内部障害	892	927	956	993	1,009	1,017
計	3,299	3,364	3,424	3,481	3,529	3,520

資料：宮城県

【身体障害者手帳所持者 令和元年度 障害の種類・年齢別】

(単位：人)

	18歳未満	18歳以上	計
視覚障害	9	246	255
聴覚障害、平衡機能障害	12	248	260
音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	0	58	58
肢体不自由	66	1,864	1,930
内部障害	24	993	1,017
計	111	3,409	3,520

資料：宮城県

【身体障害者手帳所持者数の推移 障害の等級別】

(単位：人)

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
1 級	881	894	918	925	921	922
2 級	512	516	521	517	520	522
3 級	587	604	600	614	610	599
4 級	758	778	801	828	862	859
5 級	299	312	321	336	349	353
6 級	262	260	263	261	267	265
計	3,299	3,364	3,424	3,481	3,529	3,520

資料：宮城県

【身体障害者手帳所持者 令和元年度 障害の種類・等級別】

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	81	71	22	20	39	22	255
聴覚障害、平衡機能障害	2	68	32	71	6	81	260
音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	0	19	31	8	0	0	58
肢体不自由	324	355	308	473	308	162	1,930
内部障害	515	9	206	287	0	0	1,017
計	922	522	599	859	353	265	3,520

資料：宮城県

～ 障害者手帳について ～

【身体障害者手帳】

視覚障害、聴覚障害または平衡機能障害、音声・言語機能障害またはそしゃく機能障害、肢体不自由、内部機能（心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害または免疫機能障害、肝臓機能障害）に永続する障がいのある人が対象です。障害程度は1級（重度）～6級（軽度）で交付されます。

【療育手帳】

知的な障がいのある人が対象です。障害程度はA（最重度・重度）、B（中度・軽度）で交付されます。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障害のために長期にわたり、日常生活または社会生活に制限があると認められた方が対象です。障害程度は1級（重度）～3級（軽度）で交付されます。

(3) 療育手帳所持者

療育手帳所持者数の推移をみると、平成26年度の452人から令和元年度には570人と118人(26.1%)の増加となっています。

等級別の推移をみると、両等級ともに増加傾向となっています。

【療育手帳所持者数の推移 等級別】

(単位：人)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
療育手帳 A	182	192	196	201	207	210
療育手帳 B	270	272	282	312	329	360
計	452	464	478	513	536	570

資料：宮城県

【療育手帳所持者 令和元年度 等級・年齢別】

(単位：人)

	18歳未満	18歳以上	計
療育手帳 A	49	161	210
療育手帳 B	129	231	360
計	178	392	570

資料：宮城県

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 26 年度の 380 人から令和元年度には 492 人と 112 人（29.5%）の増加となっています。自立支援医療（精神通院）受給者は、平成 26 年度の 883 人から令和元年度には 1,038 人と 155 人（17.6%）増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別でみると、2 級が最も多く、全体の半数以上を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 等級別】 (単位：人)

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
1 級	82	88	68	84	57	58
2 級	214	224	223	268	265	273
3 級	84	90	111	138	142	161
計	380	402	402	490	464	492

資料：宮城県

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】 (単位：人)

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
受給者証	883	907	921	1,040	961	1,038

資料：宮城県

(5) その他の障がいのある人

①指定難病・小児慢性特定疾病医療費受給者

難病については、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」と小児慢性特定疾患対策を規定する「児童福祉法」が随時改正され、対象疾病が増加しているところ
です。

難病のうち医療給付の対象となる指定難病は、令和元年7月1日に2疾病が追加され、現在は333疾病が指定されています。

令和元年度の特定疾患等医療費受給者は581人、小児慢性特定疾患医療費受給者は101人となっています。

【特定疾患等医療費受給者数の推移】

(単位：人)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
特定疾患医療費受給者	522	542	583	521	553	581
小児慢性特定疾患医療費受給者	97	111	115	107	103	101
計	619	653	698	628	656	682

資料：宮城県

②発達障がい者

発達障害とは、発達障害者支援法によると「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。

発達障害は、障害の特徴が複数重なり合っていたり、年齢や環境によって症状に変化が見られたりするため、一人ひとりに寄り添った支援が求められています。

③高次脳機能障がい者

高次脳機能障害とは、脳卒中や交通事故などによる脳の損傷が原因で、脳の機能のうち、言語や記憶、注意、情緒といった認知機能に起こる障害を言います。

高次脳機能障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断されれば、精神障害者保健福祉手帳の申請対象になります。

3. 雇用・就労状況

当市職員の雇用状況の推移をみると、令和元年度の実雇用率は2.68%と法定雇用率2.30%を上回っています。

【名取市職員の雇用状況の推移（各年度6月1日現在）】 (単位：人・%)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
職員数	415.0	431.0	428.0	473.5	468.0	447.5
障がい者雇用数	10.0	10.0	11.0	11.0	12.0	12.0
実雇用率	2.41	2.32	2.57	2.32	2.56	2.68

資料：宮城労働局

【民間企業における雇用状況の推移（各年度6月1日現在）】

■宮城県の状況

(単位：社・人・%)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
対象企業数	1,364	1,392	1,411	1,396	1,525	1,564
障がい者雇用数	4596.5	4830.5	5173.0	5357.5	5844.5	6100.5
実雇用率	1.74	1.79	1.88	1.94	2.05	2.11

資料：宮城労働局

■全国の状況

(単位：社・人・%)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
対象企業数	86,648	87,935	89,359	91,024	100,586	101,889
障がい者雇用数	431,226	453,134	474,374	495,795	534,770	560,609
実雇用率	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11

資料：宮城労働局

4. 就学等の状況

(1) 保育所等における障がい児

市内の保育所及び障害児通園施設の在籍児童数は以下の通りです。

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
保育所	10	15	24	18	23	26
幼稚園	11	14	15	18	15	9
通園施設	15	12	14	17	17	19
計	36	41	53	53	55	54

※保育所：認可のみ

資料：子ども支援課・社会福祉課

(2) 特別支援学級・通級による指導状況

市内の小・中学校における特別支援学級在学者数と通級による指導の利用者は以下の通りです。

小学校	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
特別支援学級	57	56	61	63	73	80
通級による指導	言語 55 LD 66	言語 119 LD 123	言語 130 LD 139	言語 139 LD 145	言語 189 LD 131	言語 85 LD 151
計	178	298	330	347	393	316

資料：学校教育課

中学校	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
特別支援学級	23	33	37	25	22	32
計	23	33	37	25	22	32

資料：学校教育課

(3) 特別支援学校在籍者

宮城県立名取支援学校の在籍者数は以下の通りです。

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
小学部	21	18	19	20	20	18
中学部	17	19	19	18	18	11
高等部	41	31	24	31	34	34

資料：県立名取支援学校

5. 障害福祉サービス利用状況

障害福祉サービス利用の推移は以下の通りです。

訪問系サービスは、平成 26 年度と比べ、令和元年度は 1.22 倍の増加となっています。

【訪問系サービス】（1月あたり）

	単位	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
居宅介護 重度訪問介護	時間	3,561	3,387	3,394	3,566	3,841	4,354
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	116	105	117	126	138	145

自立訓練（生活訓練）は、平成 26 年度と比べ、令和元年度は 1.97 倍、就労継続支援（B 型）は 1.45 倍の増加となっています。

【日中活動系サービス】（1月あたり）

	単位	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
生活介護	人日	2,262	2,233	2,179	2,213	2,242	2,383
	人	115	116	117	121	123	129
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0	0	0	7
	人	0	0	0	0	0	2
自立訓練（生活訓練）	人日	78	136	208	195	114	154
	人	11	14	20	20	15	13
就労移行支援	人日	373	298	305	407	443	402
	人	31	45	33	58	60	64
就労継続支援（A 型）	人日	412	478	568	531	498	452
	人	26	37	38	37	32	32
就労継続支援（B 型）	人日	1,687	1,890	2,232	2,291	2,348	2,451
	人	127	147	163	197	172	187
就労定着支援	人					4	11
療養介護	人	8	7	7	9	10	9
短期入所（福祉型）	人日	178	189	164	158	194	228
	人	70	74	72	61	75	98
短期入所（医療型）	人日	14	6	7	15	10	2
	人	7	5	6	8	7	4

共同生活援助は、平成 26 年度と比べ、令和元年度は 1.38 倍の増加となっています。

【居住系サービス】（1月あたり）

	単位	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
自立生活援助	人					0	0
共同生活援助	人	50	54	64	69	73	69
施設入所支援	人	59	57	55	51	48	54

計画相談支援は、平成 26 年度と比べ、令和元年は 1.90 倍となっています。

地域定着支援は、平成 26 年度から令和元年度まで利用がない状況です。

【相談支援】（1月あたり）

	単位	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
計画相談支援	人	261	387	410	436	447	497
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

児童発達支援は、平成 26 年度と比べ、令和元年度は 3.79 倍、放課後等デイサービスは 3.06 倍、障害児相談支援は約 3.07 倍の増加となっています。

【障害児通所支援及び障害児相談支援】（1月あたり）

	単位	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
児童発達支援	人日	93	91	83	133	203	312
	人	14	15	18	22	32	53
放課後等デイサービス	人日	1,105	1,132	1,144	1,353	1,527	1,673
	人	100	106	108	115	133	136
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	3	3	3
	人	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日					0	0
	人					0	0
障害児相談支援	人	15	29	35	46	40	46

日常生活用具給付等事業は、平成 26 年度と比べ、令和元年度は 1.5 倍、移動支援事業は 2.37 倍の増加となっています。

【地域生活支援事業】

	単位	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
名取市障がい者等地域づくり協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	1	1	1	1	1
	人	80	79	73	71	65	66
要約筆記者派遣事業	延人	3	2	1	3	0	1
手話通訳者派遣事業	延人	66	62	77	85	35	59
手話通訳者設置事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業	件	392	435	474	531	564	588
移動支援事業	総時間	1,686	1,835	3,196	3,386	3,499	3,992
	時間(1月あたり)	141	153	266	282	292	333
	人	33	35	44	61	60	63
成年後見制度利用支援事業(申立件数)	人	1	0	0	0	1	0
日中一時支援事業	人	20	15	7	5	10	9
訪問入浴サービス事業	人	12	14	18	15	13	13
自動車運転免許取得費助成事業	人	5	1	3	1	3	0
自動車改造費助成事業	人	0	3	1	1	3	0
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業補助金交付事業	回	1	1	1	1	1	1

6. 令和8年度までの各種推計

(1) 将来人口推計

当市における将来の総人口は、令和3（2021）年の80,313人から令和8（2026）年には83,460人と3,147人増加の見込みです。

年齢区分ごとにみると、すべての年代で増加傾向にありますが、年少人口と老年人口に比べ、生産年齢人口の増加はやや緩やかです。

【令和8年度までの人口推計】

(単位：人)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総人口	80,313	80,951	81,585	82,200	82,838	83,460
年少人口 (0～14歳)	12,664	12,843	13,022	13,200	13,393	13,577
生産年齢人口 (15～64歳)	49,345	49,435	49,526	49,660	49,799	49,933
老年人口 (65歳以上)	18,304	18,673	19,037	19,340	19,646	19,950

【年齢3区分別構成比の推移】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年少人口 (0～14歳)	15.8%	15.8%	16.0%	16.1%	16.2%	16.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	61.4%	61.1%	60.7%	60.4%	60.1%	59.8%
老年人口 (65歳以上)	22.8%	23.1%	23.3%	23.5%	23.7%	23.9%

※人口の将来推計は「名取市第六次長期総合計画」で用いられた5年ごとの人口推計を各年に案分し推計しました。

(2) 障害者手帳所持者数推計

当市における令和8年度までの障害者手帳所持者の将来推計をみると、いずれの手帳所持者も増加傾向にあり、令和8年度には合計で5,282人になると見込まれます。その内訳は、障害者手帳所持者が3,886人、療育手帳所持者が731人、精神障害者保健福祉手帳所持者が665人となっています。

【障害者手帳所持者数の将来推計】

(単位：人)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者手帳所持者 計	4,805	4,899	4,995	5,091	5,186	5,282
身体障害者手帳所持者	3,649	3,697	3,744	3,791	3,839	3,886
対前年度比伸び率	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%
療育手帳所持者	610	634	658	683	706	731
対前年度比伸び率	4.1%	3.9%	3.8%	3.8%	3.4%	3.5%
療育手帳 A	222	228	233	239	244	250
対前年度比伸び率	2.3%	2.7%	2.2%	2.6%	2.1%	2.5%
療育手帳 B	388	406	425	444	462	481
対前年度比伸び率	5.1%	4.6%	4.7%	4.5%	4.1%	4.1%
精神障害者保健福祉手帳所持者	546	568	593	617	641	665
対前年度比伸び率	4.6%	4.0%	4.4%	4.0%	3.9%	3.7%
精神障害者保健福祉手帳 1級	75	78	82	85	88	92
対前年度比伸び率	4.2%	4.0%	5.1%	3.7%	3.5%	4.5%
精神障害者保健福祉手帳 2級	282	293	306	318	331	343
対前年度比伸び率	4.8%	3.9%	4.4%	3.9%	4.1%	3.6%
精神障害者保健福祉手帳 3級	189	197	205	214	222	230
対前年度比伸び率	4.4%	4.2%	4.1%	4.4%	3.7%	3.6%

7. アンケート調査結果等からの現状評価

(1) 市民アンケート調査の概要

令和元年12月、障害福祉に対する市民の実態を把握し、調査結果に基づいた課題分析やニーズ等を障害者計画・第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画に反映することを目的として、「名取市障害者計画等」策定のためのアンケート調査を実施しました。

◆調査設計及び回収結果

	障がいのある人	障がいのない人
①調査地域	名取市内全域	
②調査対象	身体障害者手帳所持者 (難病患者等を含む) 500人 療育手帳所持者 200人 精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証所持者 100人 障がい児 300人	20歳以上の市民
③標本数	1,100人(無作為)	1,000人(無作為)
④調査方法	無記名式の質問紙調査。郵送による配布・回収	
⑤調査期間	令和元年12月14日(土)～令和元年12月27日(金) ※令和2年1月14日(月)回収分までを集計対象とする	
⑥調査主体	名取市役所 健康福祉部 社会福祉課 福祉係	
⑦回収結果	総回収数 408人 (有効回収数 407人、有効回収率 37.0%)	総回収数 354人 (有効回収数 353人、有効回収率 35.3%)

◆調査項目

障がいのある人	障がいのない人
1 住まいや暮らしについて	1 障がいのある人への意識、関心について
2 外出について	2 地域(社会)交流について
3 就労について	3 障がいのある人の社会参画について
4 保育・教育について	4 福祉ボランティアについて
5 入院中・入所中の方について	5 福祉施策について
6 障害福祉サービス等の利用について	
7 相談相手や情報の入手について	
8 福祉や障がいへの理解について	
9 災害時の避難等について	
10 障害福祉施策について	

(2) 各手帳所持者の分析

● 身体障害者手帳所持者

- ・60歳以上の高齢者が56.5%。暮らしのなかでの悩みは「経済的なこと」「将来の援助・介護のこと」がともに33.0%と最も多い。
- ・必要な在宅サービスが適切に利用できること、サービス利用の手続きの簡素化を希望している。

● 療育手帳所持者

- ・暮らしのなかでの悩みは「将来の援助・介護のこと」が45.0%。将来を見据えたグループホームの整備など地域生活支援の充実や、就労に向けた支援を必要としている。
- ・日常生活において差別や偏見を感じる割合が他の手帳所持者と比べて多い。障がいのない子どもとともに学べる環境の整備や、保育・教育のための人材育成、周囲の人たちの障害に対する理解が重要と感じている。

● 精神障害者保健福祉手帳所持者

- ・暮らしのなかでの悩みは「経済的なこと」が51.1%と最も多い。「働きたいが働いていない」割合が39.1%であり、就労に関して特に支援が必要だと感じている。
- ・他の手帳所持者と比べて「相談したい」という要望が強い。

(3) 障害福祉施策の今後の方向性

【今後必要だと思う障害福祉施策（複数回答）／手帳の種類別】

順位	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
1位	サービス利用の手続きの簡素化 (23.1%)	障がいに配慮した公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保 (31.4%)	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 (31.8%)
2位	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 (20.4%)	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 (26.4%)	職業訓練の充実や働く場所の確保 (22.7%)
3位	行政からの福祉に関する情報提供の充実 (20.4%)	障がいへの理解促進のための福祉教育や啓発活動 (22.1%)	行政からの福祉に関する情報提供の充実 (21.6%)

※着色部分は1位から3位のうち共通して回答が多かった項目

【障害福祉サービス等の今後の利用意向／手帳の種類別】

順位	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
1位	医療費の給付 (34.4%)	計画相談支援 (57.9%)	医療費の給付 (55.7%)
2位	補装具給付 (24.4%)	障害者相談支援事業 (55.7%)	計画相談支援 (36.4%)
3位	計画相談支援 (23.1%)	短期入所 (45.7%)	障害者相談支援事業 (31.8%)

※着色部分は1位から3位のうち共通して回答が多かった項目

障がいのある人が今後必要だと思う障害福祉施策を手帳別にみると、いずれの手帳所持者も「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が1位または2位となっています。

今後の障害福祉サービス等の利用意向についても、「計画相談支援」「障害者相談支援事業」が上位にあげられており、『相談』は大変重要な役割を果たしています。

【今後必要だと思う障害福祉施策（複数回答）／年代別】

順位	0～20歳	21～60歳	61歳以上
1位	障がいへの理解促進のための福祉教育や啓発活動（29.0%）	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実（29.4%）	サービス利用の手続きの簡素化（22.3%）
2位	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実（22.6%） ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実（22.6%） 職業訓練の充実や働く場所の確保（22.6%）	サービス利用の手続きの簡素化（23.7%）	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実（20.8%）
3位	障がいに配慮した公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保（19.4%）	障がいに配慮した公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保（23.2%）	行政からの福祉に関する情報提供の充実（20.0%）

※着色部分は1位から3位のうち共通して回答が多かった項目

障がいのある人が今後必要だと思う障害福祉施策を年代別にみると、すべての年代で「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が上位になっていますが、0～20歳では「障がいへの理解促進のための福祉教育や啓発活動」が1位となっているほか、「ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実」「職業訓練の充実や働く場所の確保」も上位となっています。

また、「障がいに配慮した公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保」が0～20歳、21～60歳で3位となっており、これらは他の年齢層とは違い、障がいのある子どもの将来や本人の経済的基盤（生活の場・働く場）を確保することが重要視されていることがわかります。

(4) 障害福祉分野の評価

障害福祉分野の各施策について、「現在の満足度」及び「今後の重要度」のそれぞれに得点を付与し分析を行いました。

①満足度	満足である	やや満足である	やや不満である	不満である	わからない	無回答
	4点	3点	2点	1点	—	—
②重要度	重要である	やや重要である	あまり重要でない	重要でない	わからない	無回答
	4点	3点	2点	1点	—	—

算出方法 各項目の「満足度」及び「重要度」の回答結果より、選択肢ごとに以下の点数を付与し、その合計を回答数で除算し、平均得点を算出しました。(得点の算出にあたっては、わからないと無回答は除外)

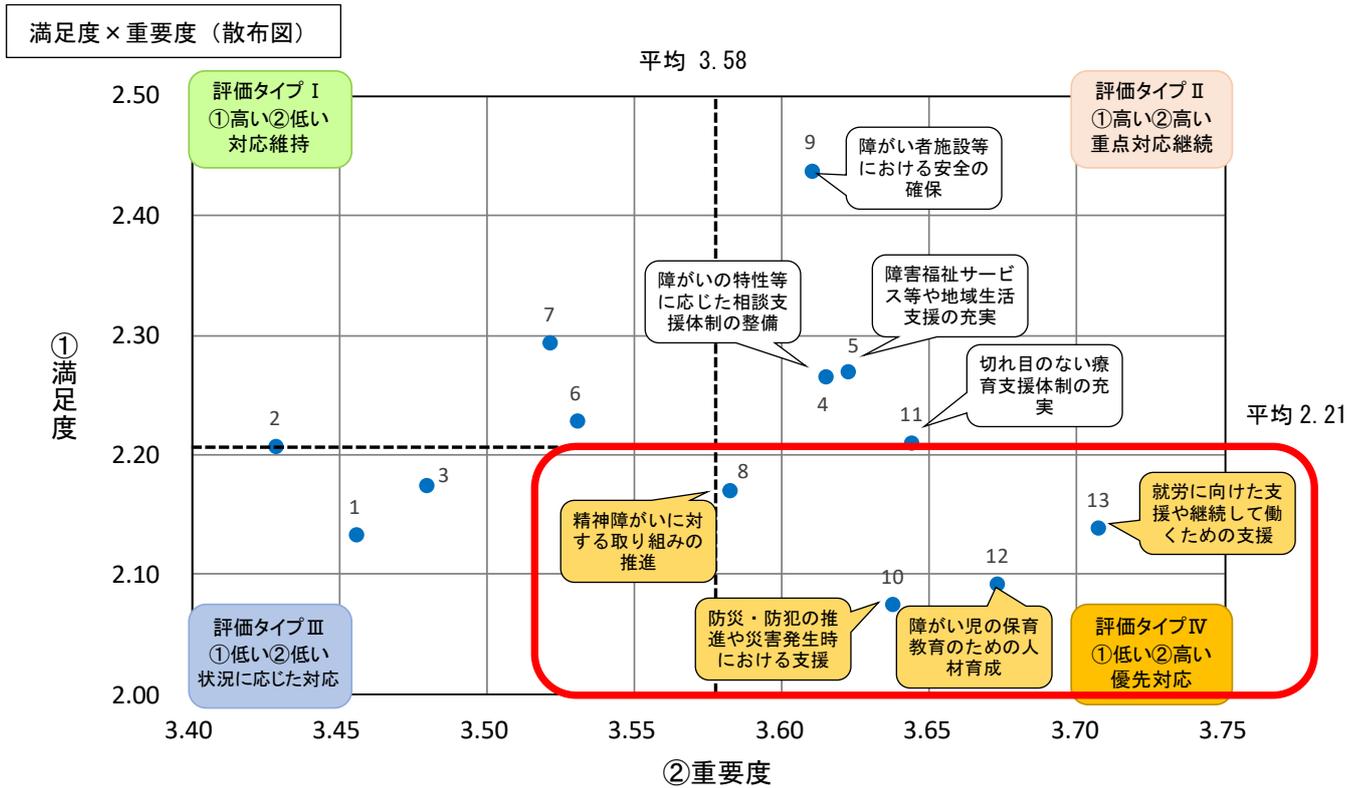
<算出式>

$$\text{平均得点} = \frac{(\text{「満足」} \times 4 \text{点}) + (\text{「やや満足」} \times 3 \text{点}) + (\text{「やや不満」} \times 2 \text{点}) + (\text{「不満」} \times 1 \text{点})}{\text{調査数} - (\text{「わからない」の回答者} + \text{「無回答」の回答者})}$$

番号	項目	①満足度	②重要度	満足度評価	重要度評価	評価タイプ
1	障がい者や障がいの特性に対する市民の理解促進	2.13	3.46	低い	低い	Ⅲ 状況に応じた対応
2	障がい理解のための教育やボランティア活動の推進	2.21	3.43	低い	低い	Ⅲ 状況に応じた対応
3	障害福祉サービスや障がい者の権利等に関する情報提供	2.18	3.48	低い	低い	Ⅲ 状況に応じた対応
4	障がいの特性等に応じた相談支援体制の整備	2.27	3.61	高い	高い	Ⅱ 重点的な対応の継続
5	障害福祉サービス等や地域生活支援の充実	2.27	3.62	高い	高い	Ⅱ 重点的な対応の継続
6	障がいの早期発見・早期療育体制の充実	2.23	3.53	高い	低い	I 対応維持
7	障がいの原因となる疾病の予防と医療・保健体制の充実	2.29	3.52	高い	低い	I 対応維持
8	精神障がいに対する取り組みの推進	2.17	3.58	低い	高い	Ⅳ 優先的な対応
9	障がい者施設等における安全の確保	2.44	3.61	高い	高い	Ⅱ 重点的な対応の継続
10	防災・防犯の推進や災害発生時における支援	2.08	3.64	低い	高い	Ⅳ 優先的な対応
11	切れ目のない療育支援体制の充実	2.21	3.64	高い	高い	Ⅱ 重点的な対応の継続
12	障がい児の保育・教育のための人材育成	2.09	3.67	低い	高い	Ⅳ 優先的な対応
13	就労に向けた支援や継続して働くための支援	2.14	3.71	低い	高い	Ⅳ 優先的な対応
	平均	2.21	3.58			

※項目の満足度や重要度の高低については、あくまで全体の平均と比較して、相対的に満足度や重要度が高い/低いということを示しています。

以下は「満足度」「重要度」の平均得点をもとに、各項目の相対的な位置づけを表した散布図です。



『優先的な対応の必要性がある施策』、『重点的な対応の継続が必要な施策』は以下のとおりです。

<『優先的な対応の必要性がある施策』 重要度が高いが満足度が低い項目>

- ・精神障害に対する取り組みの推進
- ・防災・防犯の推進や災害発生時における支援
- ・障がい児の保育・教育のための人材育成
- ・就労に向けた支援や継続して働くための支援

<『重点的な対応の継続が必要な施策』 重要度・満足度がともに高い項目>

- ・障害の特性等に応じた相談支援体制の整備
- ・障害福祉サービス等や地域生活支援の充実
- ・障がい者施設等における安全の確保
- ・切れ目のない療育支援体制の充実

また、障害福祉分野の評価について年代別にみると、年代ごとの特徴がみえます。

番号	項目	①満足度			②重要度		
		0-20歳	21-60歳	61歳以上	0-20歳	21-60歳	61歳以上
1	障がい者や障がいの特性に対する市民の理解促進	1.78	2.11	2.62	3.52	3.43	3.42
2	障がい理解のための教育やボランティア活動の推進	1.97	2.14	2.57	3.43	3.41	3.45
3	障害福祉サービスや障がい者の権利等に関する情報提供	2.16	2.08	2.37	3.57	3.49	3.36
4	障がいの特性等に応じた相談支援体制の整備	2.27	2.20	2.42	3.72	3.64	3.44
5	障害福祉サービス等や地域生活支援の充実	2.18	2.22	2.48	3.75	3.66	3.42
6	障がいの早期発見・早期療育体制の充実	2.25	2.14	2.40	3.59	3.59	3.36
7	障がいの原因となる疾病の予防と医療・保健体制の充実	2.19	2.20	2.53	3.41	3.59	3.51
8	精神障がいに対する取り組みの推進	1.97	1.98	2.62	3.56	3.67	3.44
9	障がい者施設等における安全の確保	2.45	2.40	2.51	3.67	3.65	3.48
10	防災・防犯の推進や災害発生時における支援	2.00	2.03	2.22	3.68	3.67	3.53
11	切れ目のない療育支援体制の充実	2.02	2.20	2.45	3.73	3.69	3.47
12	障がい児の保育・教育のための人材育成	1.94	2.06	2.39	3.79	3.66	3.57
13	就労に向けた支援や継続して働くための支援	2.16	2.03	2.40	3.80	3.78	3.46
	平均	2.10	2.14	2.46	3.63	3.61	3.45

■ 下位5位

■ 上位5位

「防災・防犯の推進や災害発生時における支援」「障がい児の保育・教育のための人材育成」の満足度はすべての年代で低くなっています。

「障がい者や障がいの特性に対する市民の理解促進」「障がい理解のための教育やボランティア活動の推進」は0～20歳で満足度が低くなっています。

「就労に向けた支援や継続して働くための支援」は21歳以上で満足度が低くなっているほか、重要度は0～20歳、21歳～60歳で高くなっています。

(5) 前期計画の評価

前期計画（名取市障害者計画【平成 27 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）】）について、同計画で設定した 9 つの基本的視点ごとにアンケート結果を整理しました。

①理解と交流の促進

●実施事業

【啓発・広報の推進として】

ガイドブックや広報紙、コミュニティ FM「なとらじ」等を活用した啓発活動、障害福祉サービス事業所による自主製品販売会の開催等

【福祉教育の推進として】

障がい児保育の充実／小中学校における福祉教育（キャップハンディ体験）等

【ボランティア活動への支援として】

ボランティア連絡会への助成、ボランティアの育成等

●アンケート結果

- ・参加したことがある活動等は、「参加したことはない」が 53.0%と前回調査より減少しており、何らかの活動等を行った方が増加しました。
- ・障がいのある人や難病者に対する福祉への関心は、「関心がある」が 83.9%と、前回調査より増加しました。

■参加したことがある活動等

単位 (%)	今回 (R1) n=(353)	前回 (H26) n=(330)
交流会や催し物	22.1	18.2
募金、寄付などの間接的な活動	17.6	16.7
ボランティア活動	13.3	13.9
その他	2.3	2.1
参加したことはない	53.0	64.2

■障がいのある人や難病者に対する福祉への関心

単位 (%)	今回 (R1) n=(353)	前回 (H26) n=(330)
関心がある	83.9	77.3
関心がない	12.2	17.9
わからない	3.7	4.5

関心がある = 「非常に関心がある」+「ある程度関心がある」

関心がない = 「全く関心がない」+「あまり関心がない」

②社会参加の促進

●実施事業

【スポーツ・文化活動の推進として】

スポーツ・レクリエーション教室開催等に補助金を交付等

【地域活動の推進として】

ガイドブック配布等による障がい者理解促進／ヘルプマーク・ヘルプカードの配布／各取手をつなぐ育成会に助成金交付等

●アンケート結果

- ・外出頻度は「ほぼ毎日」が 53.3%となっています。前回調査との大きな差はありませんでした。
- ・外出の目的は「通院」や「買い物」が多く、「施設（23.8%）」は前回調査より増加しました。一方で「趣味やスポーツ活動」は 15.5%とやや減少しました。

■外出頻度

単位 (%)	今回 (R1) n=407	前回 (H26) n=380
ほぼ毎日	53.3	53.2
週3~4回	17.2	17.4
週1~2回	13.0	11.3
月2~3回	5.9	3.7
月1~2回 (ごくたまに)	4.7	4.2
ほとんど外出しない	3.4	3.2

■外出の目的 (上位6項目)

単位 (%)	今回 (R1) n=407	前回 (H26) n=380
通院	66.6	59.5
買い物	57.5	64.5
通勤・通学	37.1	37.4
施設 (就労支援施設・デイケア等)	23.8	17.6
散歩	23.6	26.3
趣味やスポーツ活動	15.5	17.9

③保健・医療の充実

●実施事業

【母子保健事業の推進として】

個別相談／健康診査等の実施／子どもの発達状況により継続的な支援を実施等

【精神保健事業の推進として】

ガイドブック配布による障がい者への理解促進／メンタル相談の実施／精神保健医療福祉連絡会の発足等

【成人保健事業の推進として】

健康教育の実施／専門職派遣の紹介等

●アンケート結果

- ・通院などでの困りごとには、「医療費や交通費の負担が大きい」が 31.7%となっています。ほとんどの項目で前回調査より減少しています。

■通院などでの困りごと（上位6項目）

単位 (%)	今回 (R1) n=(271)	前回 (H26) n=(109)
医療費や交通費の負担が大きい	31.7	60.6
専門的な治療を行う医療機関が身近にない	21.4	37.6
気軽に往診を頼める医師がいない	12.9	12.8
通院するときに介助してくれる人がいない	10.3	10.1
専門的なリハビリができる機関が身近にない	10.3	25.7
ちょっとした病気やけがで診てくれる医療機関が身近にない	7.7	20.2

④療育・教育の充実

●実施事業

【療育の充実として】

発達に遅れがある乳幼児に対する継続支援／保育所・幼稚園等の利用や就学先についての継続的な支援等

【教育の充実として】

基本相談の活用による課題やニーズ対応等

【生涯学習の充実として】

ボランティアリーダー研修／生活弱者の安全について考える防災講座／点字本の貸出等

●アンケート結果

- ・保育園・幼稚園・学校に希望する支援は、「障がい特性などに対応する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が20.1%となっています。

■保育園・幼稚園・学校に希望する支援（上位6項目）

単位 (%)	今回 (R1) n=407
障がい特性などに対応する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮	20.1
送迎など、通園・通学サポート	13.3
生活訓練や職業訓練など専門的な指導	12.8
障がい特性などに合わせた環境の整備	12.8
学習支援や介助など、国・学校生活サポート	11.8
ノーマライゼーションの考え方に沿った保育や授業	9.8

⑤雇用・就労支援の充実

●実施事業

【雇用機会の拡大として】

パンフレット等の配布による障害者雇用の周知／障害者就労施設等からの物品調達等

【就労への支援として】

一般就労に向けた活動のサポート／就労定着のための支援や相談等

●アンケート結果

- 障がい者の就労支援として必要なことは、「職場内で障がいの状況にあわせ、働き方が柔軟であること（34.5%）」「職場内で障がいに対する理解があること（31.2%）」が多くなっています。前回調査より全体的に低くなっていますが、「就業に対する相談・支援体制が充実していること」は27.9%とやや増加しています。

■障がい者の就労支援として必要なこと（上位6項目）

単位 (%)	今回 (R1) n=(333)	前回 (H26) n=(380)
職場内で障がいの状況にあわせ、働き方が柔軟であること	34.5	46.3
職場内で障がいに対する理解があること	31.2	46.6
就業に対する相談・支援体制が充実していること	27.9	26.6
給料の充実	19.2	-
障がい者向け求人情報の提供があること	15.6	21.8
雇用先が増えること	11.1	21.1

⑥福祉サービスの充実

●実施事業

【相談体制の整備として】

相談支援事業所と連携した継続支援／相談窓口の紹介／障がい者等地域づくり協議会における困難事例等の検討／各種制度の紹介／サービス利用体制についての周知等

【住まいの支援として】

地域定着支援／住宅のバリアフリー改修補助

【経済的支援の充実として】

利用可能なサービス事業の案内説明／「障害者医療費助成」の拡大等

【在宅福祉の充実として】

サービス提供にあたり申請時に相談事業所へ内容の引継ぎ／日常生活用具給付等事業／公費負担医療制度の実施／補装具費の支給等

【移動手段への支援として】

タクシー利用等助成事業／自動車運転免許取得費・身体障害者自動車改造費助成事業等

【施設福祉の充実として】

「名取市内社会資源シート」の作成・配布、ホームページへの掲載／ケース会議の開催／心身障害児通園事業等

【障害福祉サービスに係る苦情解決として】

聞き取り・現地調査等による内容確認／関係機関に報告等

●アンケート結果

- 暮らしのなかでの悩みごと・困りごとについては「経済的なこと（32.7%）」「将来の援助・介助のこと（32.4%）」が上位となっています。
- 障がい者のある人にとって住みよいまちづくりのために必要なことは、【障がいのある人】では「相談体制の充実（24.8%）」「サービス利用手続きの簡素化（20.6%）」「公営住宅やグループホームの整備、生活の場の確保（18.2%）」が上位となっています。【障がいのない人】では「介助する家族などへの支援（26.1%）」「理解促進のための福祉教育や啓発活動（22.4%）」「相談体制の充実（22.1%）」が上位となっています。

■暮らしのなかでの悩みごと・困りごと

単位 (%)	今回 (R1) n=(407)
経済的なこと	32.7
将来の援助・介助のこと	32.4
就労のこと	16.7
医療のこと	15.2
教育・学習のこと	9.8
必要な情報を得ること	9.3
友人や相談相手をもつこと	9.1

■【障がいのない人】障がいのある人にとって住みよいまちづくりのために必要なこと（上位項目）

単位 (%)	今回 (R1) n=(407)
介助する家族などへの支援	26.1
理解促進のための福祉教育や啓発活動	22.4
相談体制の充実	22.1
住民同士がふれあう機会や場の充実	21.0
在宅生活や介助のための、保健・医療・福祉サービスの充実	17.0
公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保	14.7
職業訓練の充実や働く場所の確保	14.2

■【障がいのある人】障がいのある人にとって住みよいまちづくりのために必要なこと（上位項目）

単位 (%)	今回 (R1) n=(407)
相談体制の充実	24.8
サービス利用手続きの簡素化	20.6
公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保	18.2
理解促進のための福祉教育や啓発活動	17.9
行政からの福祉に関する情報提供の充実	17.2
職業訓練の充実や働く場所の確保	14.5
介助する家族などへの支援	13.5

⑦人にやさしいまちづくりの推進

●実施事業

【生活環境の整備として】

バリアフリーの道路整備／住宅改修費助成等

【情報バリアフリー化の推進として】

市ホームページに読み上げ機能を追加／点字版広報などの配布／手話通訳者資格を有する社会福祉相談員の配置等

【行政サービス等における配慮として】

職員への障害者研修の実施／選挙等における配慮等

●アンケート結果

- ・外出時に困ることは、「困った時にどうすればいいのか心配（23.3%）」「公共交通機関が少ない、またはない（21.9%）」が上位となっています。
- ・情報の入手やコミュニケーションで困ることは「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう（66.6%）」「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（57.5%）」が上位となっています。

■外出時に困ること（上位6項目）

単位 (%)	今回 (R1) n=(407)
困った時にどうすればいいのか心配	23.3
公共交通機関が少ない、またはない	21.9
外出にお金がかかる	16.2
周囲の目が気になる	16.0
発作など突然の身体の変化が心配	11.8
列車やバスの乗り降りが困難	9.6

■情報の入手やコミュニケーションで困ること（上位6項目）

単位 (%)	今回 (R1) n=(407)
うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう	66.6
難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい	57.5
読むことが難しかったり、複雑な文章表現がわかりにくい	37.1
状況判断が困難なので、相手の意思や情報を正しく把握できない	23.8
パソコン・タブレット等の使い方がわからない	23.6
相手と直接顔をあわせて話すのが苦手	15.5

⑧安全・安心の確保

●実施事業

【防災・防犯対策の充実として】

要支援者リスト作成／情報提供システムの整備／ヘルプマーク・ヘルプカードの配布等

【震災からの復興支援として】

消費生活情報の提供／消費者被害防止の啓発活動／コミュニティ再生事業等

●アンケート結果

- ・前回調査での発災時における不安は、「避難先での不安（70.0%）」が最も多く、今回調査でも「避難場所の設備や生活環境が不安（35.6%）」が上位となっています。

■発災時における不安（上位項目）

単位（%）	前回（H26） n=(380)
避難先での不安	70.0
避難する際の不安	60.3
医療面（通院、薬）の不安	54.2
災害状況が伝わってこない場合の不安	50.6
サービス利用に対する不安	19.7

■地震等の災害時に困ること（上位6項目）

単位（%）	今回（R1） n=(407)
避難場所の設備や生活環境が不安	35.6
避難所など安全なところまで避難することができない	23.8
周囲とコミュニケーションがとれない	23.1
救助を求めることができない	18.7
災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない	18.7
投薬や治療が受けられない	18.7

⑨差別の解消と権利擁護の促進

●実施事業

【障がいを理由とする差別の解消として】

職員に対する障害者研修の実施等

【虐待の防止として】

名取市障害者虐待防止連携協議会の開催／広報などを活用した虐待防止法の周知等

●アンケート結果

- ・差別や偏見、疎外感を感じるかは、「感じない（34.4%）」と多いものの、前回調査と比較すると減少しており、その他の「感じる（合計 56.1%）」は同様の結果となっています。

■差別や偏見、疎外感を感じるか

単位（%）	今回（R1） n=(407)	前回（H26） n=(380)
よく感じる（週に1回以上）	10.6	10.8
ときどき感じる（月に数回程度）	18.2	17.4
たまに感じる（年に数回程度）	27.3	26.1
感じない	34.4	44.7
無回答	9.6	1.1

(6) 事業所アンケート概要

令和2年12月、サービス提供事業所の実態を把握し、調査結果に基づいた課題分析やニーズ等を障害者計画・第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画に反映することを目的として、「福祉・まちづくりのためのアンケート」調査を実施しました。

◆調査設計及び回収結果

①調査地域	名取市内全域
②調査対象	名取市内のサービス提供事業所
③標本数	30 事業所
④調査方法	郵送による配布・回収
⑤調査期間	令和2年12月21日(月)～令和3年1月8日(金) ※令和3年1月14日(月)回収分までを集計対象とする
⑥調査主体	名取市役所 健康福祉部 社会福祉課 福祉係
⑦回収結果	総回収数 21 事業所 (有効回収数 21 事業所、有効回収率 70.0%)

◆調査項目

1 事業所の概要及び利用者数について
2 利用者の動向について
3 地域生活への移行について
4 事業所の運営や提供しているサービスの課題について
5 発達障がいのある方への支援について
6 医療的ケアの必要な方への支援について
7 障がい者施策について

①アンケート結果の抜粋

アンケート結果をみると、事業所の運営や利用者にサービスを提供する上での課題は、『人材の確保及び育成』『報酬体系』『利用者確保が難しい』などが、共通して上位に挙げられています。

【事業所の運営に関する問題（複数回答）】

(上段：件数、下段：%)

調査数	人材確保が難しい	人材育成が難しい	労働条件が整わない	経営経費・活動資金が不足している	難しい・設備の改善が	報酬が労働実態にそぐわない	利用者の継続的な確保が難しい	その他	特に問題はない	無回答
21 100.0	13 61.9	10 47.6	1 4.8	7 33.3	5 23.8	7 33.3	7 33.3	1 4.8	1 4.8	0 0.0

【事業所がサービスを提供する上での課題（複数回答）】

(上段：件数、下段：%)

調査数	人材の確保や定着	人材のスキル・育成	利用者との信頼関係づくり	報酬体系（報酬額が低いなど）	格要件が厳しいなど	人員・配置基準（資格）	障害支援区分による利用制限	連携した支援体制やネットワークづくり	他の事業所などとの物件確保	グループホーム・事業所などの整備・改修	利用者への確保	利用者の高齢化・重度化	利用者に対する医療ケア	地域住民との関係づくり	重度訪問介護の利用	グループホームなどにおける居宅介護・ヘルパーの対応	増加する相談ケースへの対応	困難ケースへの対応	その他	無回答
21 100.0	12 57.1	12 57.1	3 14.3	8 38.1	6 28.6	2 9.5	6 28.6	2 9.5	1 4.8	6 28.6	3 14.3	0 0.0	2 9.5	0 0.0	3 14.3	6 28.6	0 0.0	0 0.0		

第2章 障がい者を取り巻く状況

連携がとれている関係機関は、「①障害福祉サービス事業所」「②相談支援事業所」「⑤行政機関」となっており、行政機関からの支援として財政面の支援のほかに、情報提供・共有が求められています。

また、災害発生時から業務復旧までの独自計画の整備は、「していない」が半数を超えており、虐待防止法に基づいた取り組みについても、「相談体制の整備」等で半数を超えているものの、地域で福祉サービスが安定して適切に提供されるよう、体制整備や情報提供等の支援が必要と考えられます。

【関係機関との連携状況】

	調査数	十分に連携がとれている	まあまあ連携がとれている	どちらでもない	あまり連携はとれていない	全く連携はとれていない	連携をとる必要がない	無回答
①障害福祉サービス事業所	21 100.0	3 14.3	9 42.9	5 23.8	2 9.5	0 0.0	0 0.0	2 9.5
②相談支援事業所	21 100.0	3 14.3	16 76.2	0 0.0	1 4.8	0 0.0	0 0.0	1 4.8
③ボランティア・NPO	21 100.0	1 4.8	0 0.0	4 19.0	3 14.3	6 28.6	4 19.0	3 14.3
④医療機関	21 100.0	0 0.0	7 33.3	1 4.8	6 28.6	2 9.5	2 9.5	3 14.3
⑤行政機関	21 100.0	0 0.0	12 57.1	5 23.8	1 4.8	0 0.0	0 0.0	3 14.3

【行政等の関係機関から必要と思われる支援（複数回答）】

(上段：件数、下段：%)

調査数	財政面での支援	職員への研修、職業訓練	行政との情報共有	事業提供運営に必要な情報	市民の周知、啓発	障害者福祉に対する	その他	特に支援を必要としない	無回答
21 100.0	16 76.2	9 42.9	11 52.4	12 57.1	6 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

【災害発生時から業務復旧までの独自計画の整備】

(上段：件数、下段：%)

調査数	している	していない	無回答
21 100.0	10 47.6	11 52.4	0 0.0

【虐待防止法に基づいた取り組み（複数回答）】

(上段：件数、下段：%)

調査数	記のため規定に責任者を明	運営規に責を防止	員会設置のため委	虐待防止のため	活用ツール等の整備	マニアル等の整備	の術向上に関する研修	屋による実態把握	にサビ等支援計画に基づ	個別支援計画に基づ	入等や実習生の受	地域の住民ボラン	第三者評価の導入	相談の苦情の解決	利用者の家族か	り組みに資する取	適切な解決の場	見込みが再発防止の早	不適合の早期実	事故、ヒヤリ・ハ	その他	無回答
21 100.0	8 38.1	2 9.5	9 42.9	12 57.1	8 38.1	1 4.8	2 9.5	13 61.9	10 47.6	11 52.4	0 0.0	2 9.5										

8. 本計画の策定にあたり求められる視点

(1) 国の第4次障害者基本計画との整合

障害者権利条約の批准と障害者差別解消法の成立を受け、合理的配慮の提供が求められています。障害に対する理解を深めつつ、様々な場面において一人ひとりの状況に応じた合理的配慮の提供を促進していく必要があります。

各分野に共通する横断的視点	
(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保 (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援	(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援 (5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援 (6) PDCAサイクル等を通じた実行性ある取組の推進
施策の円滑な推進	
(1) 連携・協力の確保	(2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
各分野における障がい者施策の基本的な方向	
1 安全・安心な生活環境の整備 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 3 防災、防犯等の推進 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	6 保健・医療の推進 7 行政等における配慮の充実 8 雇用・就業、経済的自立の支援 9 教育の振興 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11 国際協力の推進

(2) 名取市の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針との整合

「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」のほか、「地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」など、障がい者が地域で自立して生活していくための取組を計画的に実施していくことが求められています。

① 地域における生活の維持及び継続の推進 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 相談支援体制の充実・強化等 ④ 障害福祉人材の確保 ⑤ 福祉施設から一般就労への移行等	⑥ 発達障がい者等支援の一層の充実 ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組 ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ⑨ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 ⑩ 障害福祉サービス等の質の向上
--	---

(3) アンケート結果等から求められる視点

当市の将来総人口は、令和3（2021）年の80,313人から第8期計画中の令和8（2026）年には83,460人と3,147人増加の見込みです。

障害者手帳所持者数も近年増加傾向であることから、引き続き障がい者のニーズに対応しながら、それを取り巻く地域社会の中においても社会的障壁の除去に努め、障がい者の社会参加を促進していく必要があります。

障がいのある人やない人を対象にしたアンケート調査等の結果によると、障がいのない人においても、「なんらかのボランティア等の活動経験のある人」「障がいのある人や難病者に対する福祉への関心のある方」が増加しています。

一方で、障がいのある人の意見としては差別や偏見、疎外感を感じるかは「感じない」が多いものの、前回調査と比較すると減少しており、市民への啓発と理解が引き続き求められています。

また、障がいのある人が今後必要だと思う障害福祉施策では、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が上位となっています。今後の障害福祉サービス等の利用意向についても、「計画相談支援」「障害者相談支援事業」が上位にあげられており、『相談』は大変重要な役割を果たしていることがわかります。

「就労に向けた支援や継続して働くための支援」については、満足度が低い一方で、今後の重要度は最も高い結果となっており、社会参加や自立して生活するために求められていることがわかります

以上を踏まえ、本計画では以下の項目を重点項目として取り組んでいきます。

本計画の重点項目

- 相談支援体制の充実
⇒ 現在の相談体制に加え、相談のしやすさ、専門性の向上、部署間・関係機関の連携強化等
- 情報提供の充実
⇒ 提供する情報の提供方法、内容の整理、提供時期、表現の見直しなど
- 就労支援の充実
⇒ 障がいのある人ができるだけ望んだ形で就労できるよう、一人ひとりに合ったきめ細かい就労・就労継続支援
- 障害についての理解の促進
⇒ 地域生活、就学、就労いずれの場面においても、障害に対する市民の理解が不可欠

第3章 計画の基本的方向

第3章 計画の基本的方向

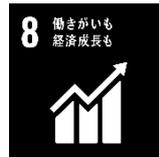
1. 基本理念

支えあい、自分らしく輝けるまち なとり
～誰もが自立して暮らせる 地域共生社会を目指して～

当市は、一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮の提供や必要な支援がなされ、だれもが個性や能力を発揮しながら、地域社会の中でいきいきと安心して暮らしていくことができる環境づくりを推進しています。

障害の有無に関わらず、市民がともに支えあいながら、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、「支えあい、自分らしく輝けるまち なとり～誰もが自立して暮らせる 地域共生社会を目指して～」を本計画の基本理念とします。

関連する SDGs



2. 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針をもとに個々の施策の方向付けを行います。

1 ともに支えあう地域づくり

合理的配慮の推進や障がいに対する市民の理解を深めることで、市民一人ひとりがお互いを認め合い、ともに支えあうまちづくりを推進します。

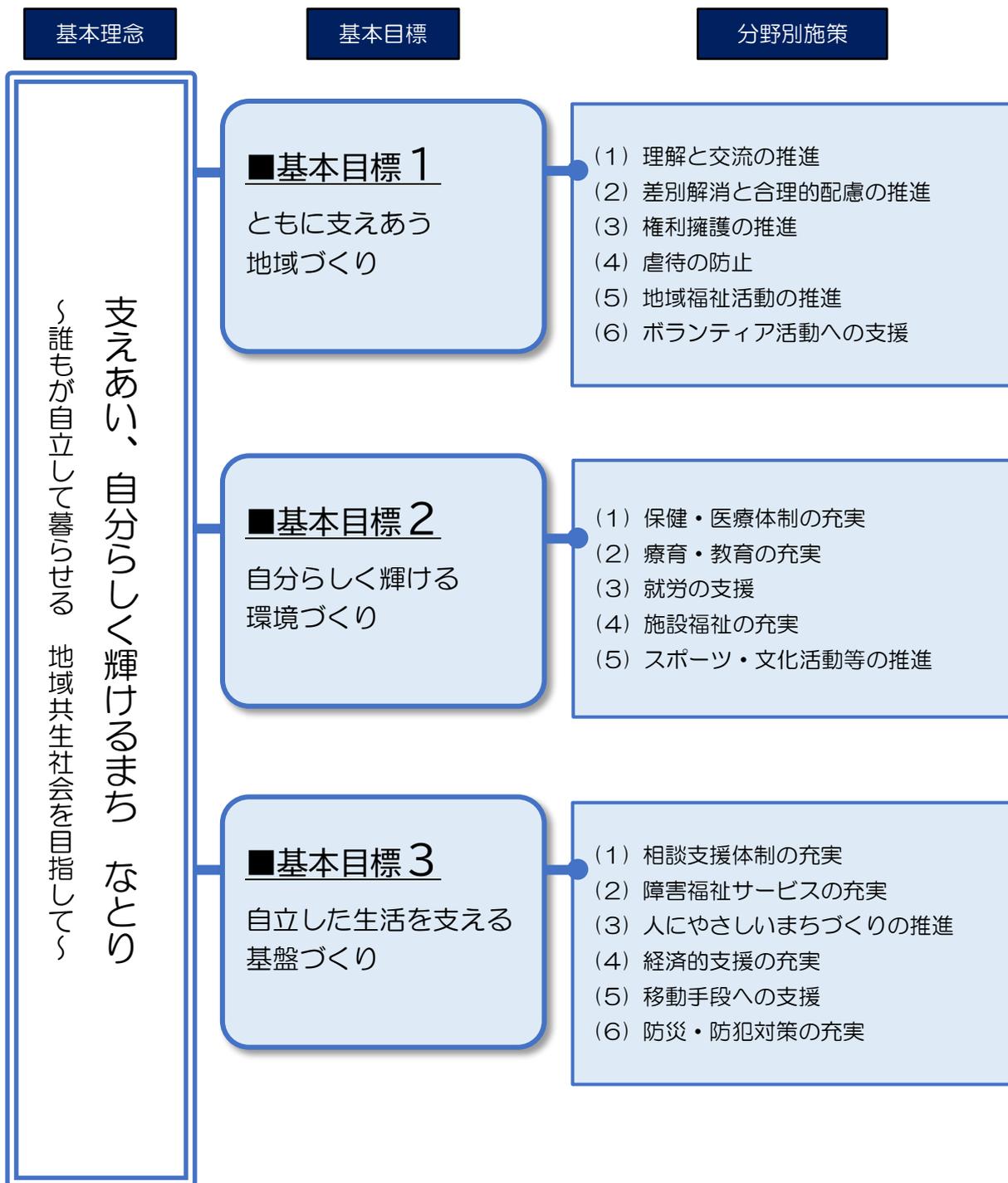
2 自分らしく輝ける環境づくり

子どもから大人まで、ライフステージの各段階において必要となる支援を適宜行い、一人ひとりが生き生きと自分らしく生活できるようサポートします。

3 自立した生活を支える基盤づくり

障がいのある人が安心して地域で自立して暮らせるよう、相談体制、障害福祉サービスを充実させるとともに、生活環境や災害時の支援体制などを整備し、共生社会に向けた地域生活の基盤づくりを推進します。

3. 計画の施策体系



第4章 分野別施策

第4章 分野別施策

基本目標1 とともに支えあう地域づくり

(1) 理解と交流の推進

①現状

- 「障がいがある人を理解するためのガイドブック」(平成27年3月作成)を窓口等で配布するほか、市ホームページに掲載し障害に対する理解の促進・啓発を行っています。
- 「障害者週間(12月3日～9日)」に、広報なとりやコミュニティFM「なとらじ」を活用して障害に関する情報を地域に広報し、意識啓発に努めています。
- 市内の就労系障害福祉サービス事業所による自主製品の販売会「てて・マルシェ」が市役所において毎月開催され、障がい者雇用等への理解促進に努めています。
- 認可保育施設での障害児保育の受入れ人数は、年々増加傾向にあります。年齢が若い時期から障がいのある人と過ごすことは、障害に対する早期の理解につながると考えられます。また、保育所等では障がい児の早期支援の重要性を踏まえ、障がいのある子どもの実態を的確に把握し、個別計画に基づいた保育を行っています。
- 小学校では、「老人ホーム訪問」「キャップハンディ体験」、中学校では、「職場体験学習」「手をつなぐ育成会協賛金活動」など、すべての小中学校で年間指導計画を作成し、発達段階に応じた福祉教育を行っています。
- 公民館講座では、関係団体と連携を図りながら、ボランティアリーダー研修の開催や、防災講座で障がいのある人を含む生活弱者の安全について地域全体で考えることができるようプログラムを検討するなど、障がいのある人に対する理解促進に向けた取組を実施しています。

②課題・ニーズ

- アンケート調査によると、障がいのある人が差別や偏見、疎外感を感じている割合は前回調査と同様に5割を超えており、障害に対する理解の促進が今後も課題です。
- 障害児保育の人数は増加傾向にあるため、受け入れ体制の充実が求められます。
- 地域共生社会の実現に向け、将来を担う小学生・中学生の「心のバリアフリー」を育む福祉教育の推進が望まれます。

③今後の方向性

障害に対する理解の促進

- ・障がいのある人や障害特性を広く理解してもらえるよう、広報紙、ホームページやなとらじ等を活用して情報の提供と啓発を行います。また、ガイドブックの配布、イベント等を通じた理解促進を継続して実施します。

- ・障がいのある人とともに過ごすことにより、乳幼児期、小学生から障害に対する理解の促進と、思いやりの心を育む機会の増加を図ります。

福祉教育の推進

- ・心のバリアフリーを育めるよう、小学生・中学生の実態に合わせた福祉教育を、地域の協力を得ながら継続して取り組みます。

地域福祉を進める学習の推進

- ・「地域福祉を進める学習の推進」を目指し、一人ひとりの人権を尊重する意識の向上、支えあい助け合える地域づくりへの支援、地域における福祉学習の推進等の学習活動について、「名取市生涯学習振興計画」に基づき推進していきます。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	情報媒体を活用した障がい者理解の普及・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がいがある人を理解するためのガイドブック」の配布やホームページへの掲載を引き続き行います。 ・コミュニティ FM「なとらじ」等の活用による障害に関する情報の掲載と啓発・広報を行います。 	社会福祉課
2	イベント等を通じた理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「てて・マルシェ」を開催し、障がい者雇用等の理解促進に努めます。 	社会福祉課
3	集団保育による障がい者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等での障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。 ・幼児期から障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に過ごす時間を設け、交流の場を拡充し、障がい児保育の充実に努めます。 	こども支援課
4	学校教育における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育において、福祉教育や交流活動を通じて、障害を理解し、心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を育み、社会の一員としての自覚を深めることを目指します。 	学校教育課
5	生涯学習による障がい者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の場において、障害や障がいのある人に対する理解の促進を図ります。 ・地域の各種行事やイベント等で障がいのある人と地域住民が交流する機会の拡充に努めます。 	生涯学習課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
「てて・マルシェ（市庁舎）」の開催	10回	12回	12回
広報なとり等での障がい者週間の周知	市広報・ホームページ	市広報・ホームページ なとらじ 80.1	市広報・ホームページ なとらじ 80.1

(2) 差別解消と合理的配慮の推進

①現状

- 当市では新入職員研修の際に障害者研修を実施し、障害への理解を深め、適切な配慮を行えるようにするなど、窓口等におけるサービスの向上に努めています。
- 「障害者差別解消法」の施行に合わせ、「名取市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」策定し、職員の適切な業務対応に努めています。
- 市のホームページに読み上げ機能を追加することで、視力の弱い方や高齢者など、文字を読むことが大変な方の利便性を図っています。Fax119、NET119により、音声機能に障がいのある人でも、119番通報ができるようになっています。
- 広報なとりの点字版により、視覚障がいのある人への情報提供を実施しています。
- 社会福祉課の窓口到手話通訳の資格を持った社会福祉相談員1名を配置し、情報提供や意思疎通に努めています。
- 選挙時に、障がいのある人が円滑に投票できるよう点字ブロック、スロープ、車いすの設置などのバリアフリーに対応した環境整備を行うほか、投票所にコミュニケーション支援ボードを設置しています。

②課題・ニーズ

- アンケート調査によると、日常生活で差別や偏見を感じる場面は、「街角での人間の視線」「店などでの対応・態度」「就労の機会」「交通機関の利用」などが多くなっています。市民や事業者の方に、障がいのある人や障害特性に関する理解を深めていただくことが望まれます。
- 「障害者差別解消法」において、国の行政機関や地方公共団体は障がいのある人に対して合理的配慮を行わなければならないと規定されています。窓口等における手話通訳者の設置など、サービスのさらなる向上に努めることが求められています。
- 障がいのある人が情報を取得する際の利便性向上のため、点字や音声による情報提供を引き続き充実させることが必要です。

③今後の方向性

障害に対する理解の促進

- ・障害や障がいのある人に対する差別解消のために、市民や事業者、店舗等に向けて、広報紙、ホームページやなとらじ等を活用した周知・啓発を行います。

合理的配慮の促進

- ・点字広報やホームページの音声読み上げ等による情報提供を継続して実施します。
- ・手話通訳の資格を持った社会福祉相談員を市窓口へ配置します。
- ・職員研修を継続して実施するとともに、「名取市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、窓口対応等の行政サービスの向上に努めます。
- ・障がいのある人の投票機会の確保など、選挙投票時の合理的配慮に向けた取組を継続して実施します。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	行政機関職員の障がい者理解の促進	・職員に対する研修等を実施し、障害や障がいのある人への理解を深め、窓口等におけるサービスの向上に努めます。	総務課、社会福祉課
2	インターネット等による情報提供	・障害特性に配慮したホームページ上での情報提供を推進します。 ・Fax119、NET119の周知に努め、登録者数を増やします。	なとりの魅力創生課、消防本部警防課
3	点字の広報による情報提供	・広報なとりの点字版の配布を継続して実施します。	なとりの魅力創生課
4	手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援	・手話通訳者・要約筆記者により、聴覚障がいのある人への意思疎通の支援に努めます。 ・聴覚障がいのある人への情報提供や意思疎通を補完するため、社会福祉課に手話通訳者の資格を持った社会福祉相談員を配置します。	社会福祉課
5	選挙等における配慮の推進	・投票所のバリアフリー化、投票設備の設置など、障がいのある人が円滑に投票できるよう投票所の環境整備の向上に努めます。 ・郵便等による不在者投票の実施を促進し、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。	選挙管理委員会事務局

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
手話奉仕員養成講座	未実施	実施(入門編)	実施(基礎編)
手話言語条例の制定	未制定	制定	制定
日常生活において差別や偏見を感じない住民の割合(アンケート調査等より)	34.4%	37.0%	40.0%

～ 「障がいがある人を理解するためのガイドブック」について ～

障がいのある人が不安や不快な思いをせず、地域の中でいきいきと生活していくためには、適切な支援等に加えて、周囲の方の障害に対する正しい理解が必要です。

このガイドブックは、市民の方に障害及び障がいのある人に対する理解を深めていただくため、各障害の内容・特性、障がいのある人と接する際の対応の例や必要な配慮などを記載しています。



(3) 権利擁護の推進

①現状

- 地域福祉権利擁護事業は、相談支援事業所やサービス提供事業者等と共同で障がいのある人を支えています。成年後見制度や宮城県社会福祉協議会実施の「まもりーぶ」などの各種制度を紹介しています。
- 成年後見制度は、本人や親族等が成年後見の申出ができない場合、市が代理で申請を行っています。

②課題・ニーズ

- 成年後見制度は、支援者などの相談から利用につながる事が多く、支援者の存在が重要となっています。今後、障がいのある人や親族の高齢化が進むことが予想され、成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられます。
- アンケート調査によると、成年後見制度の認知度は3割程度となっており、さらなる周知が必要です。

③今後の方向性

事業・制度の利用促進

- ・名取市社会福祉協議会と連携をとりながら、障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、地域福祉、権利擁護事業のさらなる利用促進を図ります。
- ・成年後見制度の利用を希望される方、制度を知りたい方への周知と利用促進に継続して取り組みます。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	地域福祉権利擁護事業の活用の促進	・障害等により判断能力が不十分な人が、地域で福祉サービスを適切に利用し、自立した生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会と連携をとり、権利擁護事業の活用を図ります。	社会福祉課
2	成年後見制度利用促進事業	・知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人について、社会生活を送る上で必要な契約に際して不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。 ・身寄りのない人や親族の協力が得られない人には名取市成年後見制度利用支援事業により利用促進に努めます。	社会福祉課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
成年後見制度の認知度 (アンケート調査等より)	30.3% (平成30年度)	42.0% (令和6年度)	45.0%

(4) 虐待の防止

①現状

- 年1回程度、広報なとりに虐待防止法の内容を掲載し、市民の方への周知に努めています。
- 社会福祉課内に「名取市障害者虐待防止センター」を設置し、虐待が通報された場合に迅速に対応できるよう、関係機関と連携した体制を構築しています。
- 関係機関の委員などから構成される「名取市障害者虐待防止連携協議会」を開催し、虐待相談・通報状況や対応状況などについての報告、連携強化や対応方針の検討等を行っています。

②課題・ニーズ

- 障がいのある人への虐待を防止するためには、虐待防止に関する情報を障がいのある人をはじめ、市民や事業者に広く知っていただくことが必要です。
- 当事者が声を上げやすく、またその声を受け止めて迅速に対応する体制の整備が課題となっています。

③今後の方向性

広報・啓発活動の推進

- ・虐待防止に関する広報・啓発活動を継続して進めます。

体制整備の促進

- ・虐待防止に関する相談体制の充実、「名取市障害者虐待防止連携協議会」の開催など、虐待の予防・防止に向けて必要な体制整備に取り組みます。
- ・虐待の通報があった場合には、関係機関と連携して、虐待を受けた障がい者をショートステイへ緊急保護するなど、迅速に対応できる体制を構築します。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	・虐待防止に関する情報の広報に努め、虐待予防や早期発見につなげます。	社会福祉課
2	関係機関とのネットワークの構築	・名取市障害者虐待防止連携協議会において、虐待相談や通報状況、対応状況などについて協議し、関係機関と連携して、対応方針などの検討を行います。	社会福祉課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
緊急時ショートステイ事業	未実施	実施(登録者20人)	実施(登録者30人)
「名取市障害者虐待防止連携協議会」の開催	1回	2回	2回

(5) 地域福祉活動の推進

①現 状

- 「障がいがある人を理解するためのガイドブック」の窓口等で配布、市ホームページへの掲載のほか、広報手段やイベント等を活用した啓発活動により、市民の方の地域における福祉活動につなげています。
- 当市では障がいのある人の当事者団体等に対し、福祉制度の周知、相談等を行っているほか、助成金を交付して支援に取り組んでいます。

②課題・ニーズ

- アンケート調査によると、障がいのある人について感じることは「手助けしなければならないと思う（52.4%）」が最も多いものの、「どのように接すればよいかわからない」が37.7%となっており、啓発活動による理解促進が必要です。

③今後の方向性

意識啓発の継続

- ・地域ぐるみで障がいのある人を支援していけるよう、市民の方に対する意識啓発を継続して行います。

地域の受入環境づくり

- ・地域行事やイベント等に、障がいのある人が参加しやすくなる環境づくりに取り組みます。

地域の協力体制の推進

- ・障害者団体等の活動を支えることで、地域での支えあいができる体制の整備を推進していきます。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	障がいのある人についての理解拡大	・地域住民と障害者団体、障害者相談支援事業所、身体障害者相談員、知的障害者相談員等との交流により、障がいのある人についての理解促進を図り、地域ぐるみで支援していくための意識啓発に努めます。	社会福祉課
2	障がいのある人の地域行事への参加促進	・広報やホームページでの情報発信のほか、障がいのある人が地域の行事やイベント等に参加しやすくなるよう、参加しやすい環境づくりに努めます。	社会福祉課
3	障がい者団体等との協力体制の充実	・障がいのある人が地域活動へ参加する際の課題解決のため、障害者団体等との連携を図り、障がい者団体と地域の意見交換の場の確保に努めます。	社会福祉課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
「名取市障がい者等地域づくり協議会（全体会）」の開催	1回	2回	2回
身体障害者・知的障害者相談員の配置	配置（3人）	配置（3人）	配置（3人）

(6) ボランティア活動への支援

①現状

- 名取市ボランティア連絡会に対して助成するほか、社協だよりや社協ホームページで、ボランティア団体の紹介やボランティアの募集を行うことにより、ボランティア活動への理解と参加を促進するための支援を行っています。
- 名取市障がい者等地域づくり協議会の研修会では、名取市社会福祉協議会に講師派遣を依頼し、地域課題であるボランティアの育成を進めています、

②課題・ニーズ

- アンケート調査によると、市民が参加したことのある活動等について、「参加したことはない」は53.0%と前回より減少したものの半数を占めています。障がいのある人を地域全体で支援する意識を醸成し、ボランティア活動等に参加する市民を増やすことが課題です。

③今後の方向性

ボランティア育成の促進

- ・市民へ向けたボランティア活動への意識啓発や各種研修会等の開催を引き続き行い、ボランティアの育成を図ります。

ボランティア団体への支援

- ・ボランティア育成事業を行っている名取市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア団体の活動支援に取り組みます。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	ボランティア団体との連携の強化	・名取市社会福祉協議会等を通じて、ボランティア活動が効果的に行われるよう情報交換やニーズの把握などの支援に努め、ボランティア団体との連携を図ります。	社会福祉課
2	ボランティア育成の推進	・学校教育、生涯学習の場で様々なボランティア活動を紹介し、ボランティア参加の意識啓発に努めます。 ・市民を対象とした障害に対する各種研修会等を開催し、ボランティアの育成に努めます。	学校教育課、 生涯学習課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
地域活動へ積極的に参加している割合 (アンケート調査等より)	12.0% (平成30年度)	20.0% (令和6年度)	25.0%
ボランティアや助け合い活動への参加状況 (アンケート調査等より)	32.7% (平成30年度)	48.5% (令和6年度)	50.0%

基本目標2 自分らしく輝ける環境づくり

(1) 保健・医療体制の充実

①現状

- 母子健康手帳の交付時に1人ひとりとは個別相談を実施して不安の軽減等を図り、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援しています。継続支援が必要な妊婦へは妊娠期から切れ目ない支援を行っています。
- 乳幼児健康診査・歯科健康診査では、不安の軽減を図るとともに疾病を早期発見し、早期治療・療育ができるよう支援しています。継続支援が必要なケースについては家庭訪問や来所相談、関係機関への同行等の支援を行っています。
- 幼児発達相談では、必要に応じて発達検査を行い、心理職からアドバイスを受け、幼児の発達段階に合った早期療育につないでいます。
- 心の健康については、精神科医師、精神保健福祉士、臨床心理士によるメンタル相談の回数を増やし強化しています。対応困難事例のケアマネジメントやケア会議を実施し、他職種と連携して必要な支援を行っています。また、名取市障がい者等地域づくり協議会では精神保健医療福祉連絡会を発足し、協議の場を設置しました。
- 保健センターでは、障がい児や保護者に対する健康教育を毎年実施しています。買い物や調理実習を通じて食事や栄養バランスの大切さについて指導し、生活習慣の改善に関する知識の普及を行っています。
- 介護保険対象外の障がいのある人の機能訓練については、保健所の地域リハビリテーション事業の専門職の派遣を紹介するなど、必要な支援につなげています。

②課題・ニーズ

- 疾病や障害の早期発見は、その後の疾病や障害の軽減に大きく影響します。市民一人ひとりが自らの健康の保持・増進を図り、心身ともに明るく健康な生活を送れるような支援が求められています。
- 心の問題を抱え、支援が必要な人に対しては、相談機会の充実を図るなどの支援体制の拡充が望まれます。

③今後の方向性

母子保健事業の継続

- ・障がい児や発達に不安がある子どもの早期発見・早期療育のため、乳幼児健康診査等の母子保健事業を継続して実施します。

乳幼児への一体的な支援の推進

- ・障がいのある乳幼児に対する相談・指導体制の充実にも努め、早期療育や保育所等訪問支援等を積極的に活用した一体的な支援に取り組みます。

心の健康に対する支援の推進

- ・「こころの相談」を継続して実施するとともに、心の問題を抱えている人に対する

市民の正しい理解の促進を図ります。

健康支援の推進

- ・障がいのある人の健康維持に向け健康に関する知識の普及や食の自立、生活習慣病予防のための料理教室の開催などに努めます。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	精神障がいに対する理解の促進	・精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進を図るため、広報や市民向け公開講座等の機会を利用して、精神障がいを抱えている人の事情や支援の取り組み、地域住民の支援の大切さなどを伝えていきます。	社会福祉課
2	地域移行・社会参加支援の促進	・自宅で療養中の人や退院後間もない人の地域移行、社会参加を支援するため、保健所、医療機関、相談支援事業所等と連携し、安心して地域で生活できるよう長期的な視点から、地域移行・社会参加の支援を促進します。	社会福祉課
3	妊産婦支援	・母子健康手帳の交付時に個別相談を行い、妊娠・出産に関する相談・指導を実施します。	保健センター
4	健康診査等の充実	・乳幼児の健康検査、歯科健康診査を実施し、疾病の予防を図るとともに、障がいの早期発見・早期療育に努めます。 ・健全な発育・発達を促すよう、相談・支援体制の充実に努めます。	保健センター
5	障がい児支援の充実	・発達遅滞等の障がいのある乳幼児に対する相談・支援の充実に努め、早期療育につなげていきます。	保健センター
6	心の健康相談支援体制の充実	・精神疾患を早期に発見し、適正な医療と環境調整を図り、病状の安定と安心した生活を過ごせるよう支援します。 ・子育て世代や働き盛りのうつ病、思春期の心の問題を抱える人への支援を行います。	保健センター
7	健康づくりの推進	・障がいのある人の肥満や生活習慣病を予防・改善するため、関係機関と連携を図りながら、健康に関する正しい知識の普及や個別の助言・指導を行い、健康寿命の延伸に努めます。	保健センター
8	自死対策計画の推進	・悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成に努めます。	保健センター

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
「障がいがある人を理解するためのガイドブック」の配布・改訂	配布	改訂・配布	配布
ゲートキーパー研修の実施	年2回	年3回	年3回

(2) 療育・教育の充実

①現状

- 当市では、乳幼児健康診査や発達検査等で、発達への理解や関わり方について助言や相談を行い、集団場面でも発達を促していけるよう、保育所・幼稚園等の利用や就学について継続的に支援しています。
- 保育所、幼稚園では、日常におたより帳でのやりとりや個別面談を定期的に行い、保護者への個別支援をしています。
- 宮城県作成のパンフレットを就学前の学校説明会等で活用することで、障害特性の理解を促進しています。
- 就学支援にあたっては、施設担当者の意見を交えながら、コーディネーターを相談員として就学相談を開催することで、保護者が抱える就学への悩みや迷いを緩和し、本人にとってより良い就学となるよう支援しています。
- 通常学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍している児童生徒とともに学習や交流を日常的に行っており、こうした中でお互いを理解し、尊重し合いながら学校生活を送れるよう指導しています。
- 就学後の支援については、相談支援事業所とともに基本相談を活用し、成長過程で生じる課題やニーズに対応しています。

②課題・ニーズ

- 療育については、臨床心理士による巡回相談の実施や、研修に講師を招いて全職員で療育支援の技術等を学んでいる施設があるなど、施設によって取組に差が出ています。施設等の違いにより内容に差が出ないように、相談事業の充実、にじいろブックの十分な活用等を含め、充実した支援体制の整備が課題となっています。
- アンケート調査によると、障がいのある人が教育現場に希望する支援は、「教師や児童・生徒の障がいへの理解・配慮」が20.1%と最も多く求められています。
- 子どもの成長には発達段階に応じた適切な教育が必要であり、特別支援教育の充実が求められています。

③今後の方向性

早期療育の促進

- ・母子保健事業等を通じて障害を早期発見した場合は、速やかな療育につなげるとともに、関係機関との連携を図り、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援を提供します。

特別支援教育の充実

- ・児童生徒一人ひとりの状況に合ったきめ細かい支援ができるよう、教育支援計画の作成を通して特別支援教育のさらなる充実を図ります。

サービス利用提供への支援

- ・障がい児相談支援事業により、障がいのある子どもとその家族が適切なサービスを利用できるよう支援します。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	障がい児福祉サービスの充実	・児童発達支援、放課後等デイサービス等、年齢や発達状態に合わせ、必要な訓練や指導、社会との交流促進等の支援を行います。	社会福祉課
2	短期入所事業	・保護者の疾病等の理由により、家庭において障がいのある子どもを一時的に介護できないときに入所施設で預かります。	社会福祉課
3	母子通園事業の充実	・関係機関との連携により、心身の発達に遅れがあると思われる乳幼児に対して、保護者の理解や親子の関わり方の技術指導を行い、乳幼児の発達を促します。 ・終了後の保育所・幼稚園等の利用についても相談・助言を行い、就学前の継続的な支援に努めます。	社会福祉課、 保健センター
4	<保育所・幼稚園との連携強化> 障がい児保育・障害児教育の理解促進	・障がい児の受け入れ機関のひとつである保育所・幼稚園に対し、障がい児や障がい児を持つ保護者への対応、障がいのない児童やその保護者の理解促進などについて働きかけていきます。	こども支援課
5	<保育所・幼稚園との連携強化> 相談支援体制の充実	・保育所・幼稚園に対し、関係機関からの療育上の技術支援、保健・福祉・医療等に関する情報提供、関係機関の連携強化等、継続した支援体制を整えます。	こども支援課
6	障がい児保育事業	・保育が必要な3歳以上の知的障がい、身体障がい児等で、原則として障害が軽・中程度で集団保育可能な児童を保育します。 ・3歳児未満の保育についても検討していきます。	こども支援課
7	乳幼児への療育の充実	・心身の発達に遅れがあると思われる乳幼児の保護者に対し、健康診査等を通して、助言及び相談を行い、療育を進めていく上で生じる不安の解消を図ります。	保健センター
8	就学前相談体制の充実	・就学前の相談については、一人ひとりの教育的ニーズに適切な支援ができるよう各関係機関と連携し、就学相談の機会を設けます。	学校教育課
9	就学後の支援体制の充実	・教育、福祉、保健、医療、労働等関係機関が相互にネットワークを形成し、障がい児の成長やニーズに合わせて、将来を見据えた継続的な支援体制の充実に努めます。	学校教育課、 社会福祉課、 保健センター
10	ともに学ぶ教育環境づくりの推進	・障がいのあるなしに関わらず、同じ学校でともに学び交流する環境づくりを推進するため、障害や障がいのある方への理解を深めるための教育を推進します。	学校教育課
11	特別支援教育の充実	・特別支援教育充実のための適正な就学支援を行うとともに、配慮を要する児童生徒の学びの環境を整え、一人ひとりの実態に応じた効果的指導に努めます。	学校教育課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
医療的ケア児支援推進事業の実施	未実施	利用者2人	利用者5人
特別支援教育支援員の配置	40人	42人	42人

(3) 就労の支援

①現状

- 当市では、就労支援の一環として、障害者職業訓練を周知するパンフレットなどを窓口等に配置し、周知に努めています。
- 「名取市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、当市における物品等の調達の推進を図っています。
- 名取市障がい者等地域づくり協議会の「就労連絡会」で課題共有や支援の方針について協議・検討しています。また、ハローワーク仙台の職員に、名取市障がい者等地域づくり協議会の委員として参加していただき、障がいのある人の就労に関する情報共有をしています。
- 名取市障害者支援施設「名取市友愛作業所」では、就労機会の提供や生産活動を通じて就労に必要な知識や能力の向上を図り、一般就労に向けた活動をサポートしています。
- 相談支援事業所と連携し、就労の定着のための支援や相談に応じています。

②課題・ニーズ

- アンケート調査によると、「働きたいが働いていない人」は 25.1%となっています。病気の症状や体力の問題、就労条件等が理由としてあげられており、障がいのある人が働くために、職場での障害に対する理解・配慮が望まれています。
- 働く意欲があるにも関わらず、就労することが困難な障がいのある人に対し、持ち得る能力を十分発揮できるように、就労に向けた相談支援、就労後のジョブコーチや職場定着支援の充実が課題です。

③今後の方向性

障害者雇用の促進

- ・企業、ハローワーク、サービス提供事業所等の関係機関と連携を深め、障がいのある人の雇用の促進に取り組みます。

職場定着支援の継続

- ・地域で自立した生活を送るために重要な就労について、相談体制を充実させ、就労に係る不安を取り除くとともに、就労後の職場定着についても支援を継続して実施します。

優先調達の推進

- ・障害者就労施設等からの優先的な調達を推進します。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	事業主への啓発の推進	・障がい者の法定雇用率が引き上げられるなど、障がい者の就労を取り巻く環境は着実に変化しています。関係機関と連携し、市内の事業主に対して、障害者雇用率制度や各種雇用支援制度の周知に努めます。	社会福祉課

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
2	障害者就労施設等からの物品等購入の促進	・「名取市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」により、市が行う物品等の購入にあたり、就労施設等が供給できる物品等について可能な限り購入するよう努めます。	社会福祉課
3	就労相談の充実	・障がいのある人が就労を通して給与所得や賃金等により経済的自立の一助となるよう、ハローワーク仙台や障害者相談支援事業所等と連携を取りながら、就労相談の充実に努めます。 ・知的障害や精神障害等の障害特性を理解していただくためのパンフレットを作成し、関係機関に配布及び市のホームページに掲載することで障がい者雇用の理解に努めます。	社会福祉課
4	就労支援の充実	・就労支援施設等への通所支援の充実に図り、障がいのある人の一般就労への支援に努めます。	社会福祉課
5	就労後の支援の充実	・就労後の適切な生活指導が、就労の継続や安定した生活につながります。障がいのある人が就労を続けていくために、障害者相談事業所等と連携しながら、生活指導等の充実に努めます。	社会福祉課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
「就労連絡会」の開催	7回	12回	12回
「てて・マルシェ(市庁舎)」の開催(再掲)	10回	12回	12回
働きたいが働いていない障がい者の割合 (アンケート調査等より)	25.1%	24.0%	22.5%

～ てて・マルシェについて ～

市内の就労系障害福祉サービス事業所が一同に集まり、自主製品の販売会「てて・マルシェ」を開催しています。

「てて・マルシェ」の「てて」には、手作りしたものを皆さんの手へ直接お届けしたいという「手から手へ」の思いが込められています。



(4) 施設福祉の充実

①現 状

- 市内の障害福祉サービス事業所を紹介する「名取市内社会資源シート」を作成し、窓口での配布やホームページへ掲載し、情報を共有しています。
- 名取市障がい者等地域づくり協議会に各施設への参加を依頼したり、ケース会議等を通じて困難事例に対応するなどして、連携強化を図っています。
- 心身障害児通園施設「若竹園」では、心身に障がいのある子どもに対し、小集団の中で遊びをとおしながら、子どもが持つ成長の可能性を引き出し、日常生活や集団適応の基礎づくりを行い、保護者に対しては、子どもへの理解を深め養育の知識や技術の習得を図っています。

②課題・ニーズ

- アンケート調査によると、「障害福祉サービスや障がい者の権利等に関する情報提供」は48.8%が不満を感じており、他項目より多くなっています。また、障害福祉サービス等の利用時に困ったことでは「どこの事業者を選べばよいかわからない」が14.7%と最も多く、サービス事業所の情報提供が課題となっています。

③今後の方向性

福祉施設との連携強化の促進

- ・障がいのある人の地域での安定した生活や居場所づくり、就労支援などが継続的に行われるよう、情報提供などを通じて福祉施設との連携強化を図ります。

児童発達支援センターの設置

- ・心身障害児通園施設「若竹園」を「児童発達支援センター」として設置し、機能の充実を図ります。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	福祉施設との連携強化	・障がいのある人の地域での安定した生活や居場所づくりや就労支援などが継続的に行われるよう、情報提供などを通じて、福祉サービス事業を実施している福祉施設との連携強化を図ります。	社会福祉課
2	心身障害児通園事業の充実	・心身障害児通園施設「若竹園」において、心身に障がいのある未就学児童をその保護者が通園し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応の訓練を行います。	社会福祉課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	未設置	検討	設置(1か所)
名取市障害者支援施設の民営化の検討	未検討	検討	実施(1か所)

(5) スポーツ・文化活動等の推進

①現状

- 障がい者団体等が行う事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等）に対し、補助金を交付して支援することで、障がいのある人の余暇、体力増強、社会参加や交流の促進等を推進しています。
- 地域活動支援センターを設置し、地域での居場所として利用してもらえるよう努めています。
- 図書館において、点字本、大活字本、朗読 CD、LL ブック等の資料サービスを実施しています。

②課題・ニーズ

- アンケート調査によると、外出の目的について、「趣味やスポーツ活動」は 15.5% と前回調査と比べやや減少しました。スポーツ・文化活動等は、一人ひとりの人生をより充実させるものであることから、余暇活動の充実に向けた支援が必要です。
- 社会参加を促進していく上で、障がいのある人が参加しやすい活動の場を拡充していくことが望まれます。

③今後の方向性

スポーツ活動等への支援の継続

- ・だれもが楽しめるスポーツ・レクリエーション機会の拡充、施設の整備、場の提供等、スポーツ活動を通じた社会参加の支援を継続して実施します。

文化活動・生涯学習の促進

- ・障がいのある人もない人も参加できる講座や文化活動の充実、生涯学習の機会充実に努めます。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業補助金交付事業	・障がいのある人の参加の促進を図るため、教室や大会を開催した場合に事業経費の一部を助成します。	社会福祉課
2	地域活動支援センター事業	・地域活動支援センターにおいて、利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。	社会福祉課
3	生涯学習の充実	・障がいのある人もない人も生涯にわたって学習できる講座や研修機会の充実に努めます。	生涯学習課
4	点字図書等の貸出	・視覚障がい、聴覚障がいのある人への、点字本、大活字本、朗読 CD、LL ブック等の資料の貸出や、利用促進に努めます。	生涯学習課
5	スポーツ・レクリエーション活動支援	・各種団体等との連携を図りながら、障がいの種類や程度に配慮し、だれもが楽しめるスポーツ・レクリエーション機会の拡充、施設の整備、場の提供に努めます。	文化・スポーツ課、社会福祉課
6	文化活動支援	・障がいのある人が生きがいのある生活を送り、豊かな人間関係を形成できるよう、ライフスタイルの多様化等を考慮した文化活動及び活動発表の機会確保に努めます。	文化・スポーツ課、生涯学習課

【実施目標】

	基準 (令和元年度)	中間 (令和5年度)	最終 (令和8年度)
スポーツ・レクリエーション教室等を開催する障がい者団体への助成	1団体	1団体	1団体
趣味やスポーツ活動で外出する住民の割合 (アンケート調査等より)	15.5%	16.0%	17.5%

スポーツ・レクリエーション活動の様子



基本目標3 自立した生活を支える基盤づくり

(1) 相談支援体制の充実

①現状

- 当市では、日常的に障害福祉サービスを中心とした相談業務を行っているほか、市内に6か所の相談支援事業所を設けています（うち3か所が当市委託事業）。サービスの制度や内容の周知を図るとともに、だれもが気軽に相談でき、的確な判断や助言、指導などが受けられる体制づくりに努めています。
- 名取市障がい者等地域づくり協議会の「相談支援部会」で課題の対応・解決策等を検討しています。

②課題・ニーズ

- 障がいのある人が住みなれた地域で安心して生活を送るためには、本人やその家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向けて、身近な場所で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制や、必要な情報を円滑に得ることができる情報提供の充実が望まれています。各相談機関の連携を強化するとともに、相談員の資質向上に努め、相談機能の充実を図る必要があります。
- アンケート調査によると、障害や障害福祉サービスに関する情報の入手先は障害の種類別によって異なっていることから、必要な人に必要な支援・情報が届くよう、広報紙やホームページなどに加え、サービス提供事業所や医療機関と連携した情報提供を進める必要があります。

③今後の方向性

相談支援の拡充

- ・地域における相談支援活動の中核的な役割を担う専門的な機関として、障害者基幹相談支援センターを開設し、地域特性や身体・知的・精神及び難病の障害状況に応じた相談支援事業を実施していきます。
- ・ライフステージに応じ、身近な地域で相談できるよう、引き続き相談窓口の充実に努めます。

関係機関との連携強化

- ・医療、介護など複合的な課題を抱える方の支援に対応するため、関係機関との連携の充実を図ります。
- ・障がいのある人が地域で安心して自分らしい生活を営めるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係者による協議の場の充実に努めます。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	相談窓口の充実	・市の相談窓口として、社会福祉課、保健センター、若竹園、保育所等がありますが、個々の相談内容に応じ、各専門機関との連携を図りながら、相談支援の充実に努めます。	社会福祉課
2	相談支援体制の充実	・市内6か所の相談支援事業所と連携し、障がいのある人やその家族等が安心して相談することができるよう、さらなる周知を図ります。 ・医療・保健・教育などの各専門機関で組織する障がい者等地域づくり協議会において、困難事例や地域課題の解決へ向けた支援の充実に努めます。	社会福祉課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	未設置(検討)	設置(1か所)	設置(1か所)
市内相談支援事業所の開設数	7か所	7か所	8か所
「相談支援部会」の開催	10回	12回	12回

障がい者地域づくり協議会の様子



(2) 障害福祉サービスの充実

①現 状

- 地域生活支援事業の必須事業・任意事業として相談支援事業や地域活動支援センター事業、日中一時支援事業等を実施することにより、地域生活におけるきめ細かいニーズに対応しています。
- 福祉サービスの利用について、利用者からの苦情相談があった際には、利用者・事業者に対して聞き取りや現地調査等により、内容の確認を行い、場合によっては関係機関に報告等を行うなどの対応をとっています。
- 名取市障がい者等地域づくり協議会の「くらし部会」で課題の対応・解決策等を検討しています。

②課題・ニーズ

- 当市ではこれまで、各種障害福祉サービスの提供と充実に努めてきましたが、今後もサービス提供事業所や関係機関と連携を図りながら、サービス提供の基盤の充実をすすめ、必要な人に必要なサービスが届くよう努めていくことが必要です。
- 高齢化の進行により、高齢の障がい者が増加し、介護サービスのニーズの増加、共同生活援助（グループホーム）の整備等が課題としてあげられます。
- 障害福祉サービスの担い手となる人材の育成・確保が、多くのサービス提供事業所で課題となっています。専門性の高いサービスが安定的に提供されるよう、人材育成・確保について、事業所の支援等を進める必要があります。

③今後の方向性

サービス提供と内容充実の継続

- ・障がいのある人が自立して地域で安心して生活できるよう、各種障害福祉サービスの提供と内容の充実を継続して実施します。

人材確保等の促進

- ・サービスを担う人材確保・職員研修の支援など質の向上に向けた取組を進めていきます。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	訪問系サービス及び短期入所サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の居宅生活を支える基本となるサービスであることから、サービス量の確保と、障害の状態に応じた適切なサービス提供を促進します。 ・一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の疲労を軽減できるよう、短期入所サービスの利用支援とともに、サービス供給体制の整備を図ります。 	社会福祉課

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
2	日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の地域における日中活動の場となる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護の各サービスの利用支援に努めます。 	社会福祉課
3	居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活援助（グループホーム）の供給体制の整備を図るとともに、重度の障がいのある人の入居についても対応できるよう取り組みます。 サービス付き高齢者住宅やシェアハウスの活用等も含めた、住まいの確保に取り組みます。 平成30年度より新たに障害福祉サービスに位置づけられた「自立生活援助」の普及・促進により、一人暮らしの障がい者の生活支援に取り組みます。 	社会福祉課
4	障害児通所支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童とその家族が適切な支援を受けられるよう、障害児通所支援の充実に図ります。 重度の障がいのある児童に対する支援の充実に図ります。また、医療的ケアを必要とする障害児が必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と質の向上、関係機関の連携体制の強化を図ります。 	社会福祉課
5	地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実に図ります。 任意事業については、利用状況を踏まえたサービスの見直しを検討します。 	社会福祉課
6	事業所等との連携による社会支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 名取市障がい者等地域づくり協議会の全体会や各部会を通じた連携強化等、サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、一体的な取組に努めます。 	社会福祉課
7	発達障害・難病への支援	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症等発達障害、高次脳機能障害、難病等に関する理解を深める普及・啓発を行うとともに、発達障害や難病等も障害福祉サービスの対象であることの周知を図り、サービスが利用できるよう支援を行います。 	社会福祉課
8	障害福祉サービスに係る苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスを利用した利用者から苦情があった場合、サービス提供事業者による対応とその結果の公表等が適切に行われるよう、助言と指導を行います。 解決が困難な場合には、苦情解決に関する関連機関や県の運営適正化委員会との連携を図ります。 	社会福祉課
9	介護保険サービスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険対象となる高齢の障がいのある人が十分な福祉サービスを受けられるよう、共生型サービス等に関する情報提供体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携を図ります。 	社会福祉課 介護長寿課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
「くらし部会」の開催	9回	12回	12回
障がい者にとって暮らしやすいまちだと思う住民の割合（アンケート調査等より）	54.3%	55.0%	56.5%
障害福祉サービスの満足度で「満足している」住民の割合（アンケート調査等より）	49.9%	51.0%	52.5%

(3) 人にやさしいまちづくりの推進

①現状

- 当市では自宅のバリアフリー改修に必要な費用の一部を補助し、障がいのある人が安心して生活できるよう支援しています。
- 宮城県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、道路新設の際などに道路整備（点字ブロックの設置、車椅子のための段差解消等）を順次行っています。

②課題・ニーズ

- アンケート調査によると、今後暮らしたいと思う生活の場は、「家族と暮らしたい（60.2%）」、「一人で暮らしたい（10.8%）」のほか、「グループホームを利用したい」が10.6%となっており、自宅改修に対する支援のほか、グループホームの充実や民間賃貸住宅を借りる際の支援等の、生活の場の確保のための支援が必要です。
- 障がいのある人の外出時の利便性や安全性向上のため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共交通機関・道路・施設等が求められています。

③今後の方向性

住まいの支援の継続

- ・入所施設または長期入院している病院からの地域移行を希望する人、自宅を出て自立した生活を望む人への住まいの支援、暮らしやすい居住環境整備のための住宅バリアフリー改修に対する助成を引き続き行います。

バリアフリー化の継続

- ・障がいのある人だけでなく、すべての人にやさしいまちづくりを目指し、公共施設や道路などのバリアフリー化を継続して実施します。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	住まいの支援	・自立生活援助・地域移行支援など各種サービスの提供とともに、名取市障がい者等地域づくり協議会等とも連携・協力して、施設入居者の地域定着に向けて支援をしていきます。	社会福祉課
2	居住環境の整備	・重度の身体障がいのある人が住まいのバリアフリー改修に要する資金の一部を助成する制度の継続や、住宅改造に関する情報提供や相談の充実に努めます。	社会福祉課
3	バリアフリー化の推進	・公共施設や道路のバリアフリー化を推進します。	土木課、施設所管課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
バリアフリー化した市道の総延長	4,270m	4,400m	5,560m

(4) 経済的支援の充実

①現状

- 障害基礎年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の各種手当や、障害者医療費助成、自立支援医療等の医療費助成制度の活用が図られるよう、各種手帳交付時に事業の説明を行うなど制度周知に努め、障がいのある人の自立した地域生活を支援します。
- 「宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が改正されたことから、県の助成対象者に準じ、当市でも対象者を拡大しました。令和元年10月から、これまでの身体障害者手帳1級・2級・3級（内部障害）所持者、療育手帳A所持者、特別児童扶養手当1級の該当者、職親に委託されている療育手帳B所持者に、新たに精神障害者手帳1級所持者を加え、名称を「障害者医療費助成」としました。
- 心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度を実施しています。また、身体障害者手帳を持っている人に、体の失われた部分や思うように動かすことができない障害の部分を補って、日常生活や職業生活での不自由を軽減するために必要な補装具費を支給しています。

②課題・ニーズ

- アンケート調査によると、暮らしの中での困りごとは「経済的なこと」が最も多く、経済的不安を軽減する制度の周知や施策が必要となっています。

③今後の方向性

制度周知の継続

- ・自立した地域生活を送るために、障がいのある人が受給できる年金や手当、助成等について、制度の活用が図られるよう継続して周知に努めます。

サービス提供の継続

- ・介護給付費や訓練等給付費のサービス提供にあたり、障害特性に応じた適切なサービスの提供を継続して実施します。
- ・地域生活支援事業や市独自のサービスを引き続き提供していきます。
- ・障がいのある人が自立した日常生活を送れるよう、自立支援医療費及び補装具費の支給を継続して実施します。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	経済的支援の充実	・障がいのある人が受給できる年金や手当、助成等について、制度の活用が図られるよう周知に努めます。	社会福祉課
2	介護給付費・訓練等給付費の支給	・自立支援給付の居宅介護等の9種類の介護給付費や自立訓練（機能訓練・生活訓練）等の4種類の訓練等給付費のサービス提供にあたって、障害特性に応じた適切なサービスの提供に努めます。	社会福祉課
3	地域生活支援事業の支給	・障害者総合支援法に規定している地域生活支援事業における障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などの必須事業や、その他に市が独自で給付する訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などのサービスの提供に努めます。	社会福祉課
4	自立支援医療費の支給	・障がい児・者が、心身の障がいの状態の軽減を、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な自立支援医療費を給付します。	社会福祉課
5	補装具費の支給	・身体機能を補完、代替する義肢など補装具の購入費・修理費などの支給を行います。	社会福祉課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
各種制度の周知 広報・ホームページ 相談員による相談会	随 時 月1回	随 時 月1回	随 時 月1回

(5) 移動手段への支援

①現状

- 外出することが困難な重度の障がいのある人に対し、タクシー利用料等助成事業を行っています。令和2年8月からは従来の月割り交付ではなく、12か月分の一括交付へと変更し、利用者の利便性を図りました。
- 身体障害者自動車用改造費助成事業については、平成28年1月から運転免許取得に係る補助金交付要綱を見直し、申請に必要な添付書類の簡素化を図りました。

②課題・ニーズ

- アンケート調査によると、外出する際の交通手段は、自家用車が最も多く、公共交通機関が少ない（ない）ことが課題となっています。
- 支援者である家族の高齢化が進むにつれ、送迎や外出時の付き添いが難しくなることが予想されることから、移動支援事業等の外出支援の充実が望まれます。

③今後の方向性

助成施策の継続

- ・タクシー利用料や自動車燃料費の助成を継続して実施していきます。
- ・障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得に要する経費や自動車改造に要する経費の一部助成を継続して実施します。
- ・関係団体や社会福祉法人と連携し、高齢者等の移動・外出を促進するための支援制度を検討します。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	タクシー利用料等助成事業	・外出することが困難な重度の障がいのある人へのタクシー利用料または自動車燃料費の一部助成します。 ・福祉バス乗車券等の交付については、上記事業の対象にならない障がいのある人に交付します。	社会福祉課
2	自動車運転免許取得費・身体障害者用自動車改造費助成事業	・障がいのある人の運転免許取得に要する経費や自動車改造に要する経費の一部を助成します。	社会福祉課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
タクシー利用料等助成事業の交付割合	72%	76%	79%
乗合バス「なとりん号」の障がい者運賃の適用	延べ43,599人	延べ45,000人	延べ46,500人

(6) 防災・防犯対策の充実

①現状

- 当市では、「名取市避難行動要支援者避難支援計画」に基づいて、災害時に支援を希望する要支援者のリストを作成しています。また、本人の同意を得た上で、民生委員、町内会・自治会、自主防災組織等に情報提供するシステムを整備しています。
- 障がいのある人が、緊急時や災害時、外出時にパニックや発作が起きた時、手助けをお願いしたい時などに、周囲の方に支援を求めたり、自己の障害への理解を促すことに役立つヘルプマーク、ヘルプカードを窓口で配布しています。
- 消費生活相談員による講座、広報なとり、新聞折り込みチラシ、相談窓口周知用の啓発品等を活用して、市民の方へ向けた消費生活情報の提供を行い、消費者被害防止に取り組んでいます。また、庁内各課や警察等の機関と連携し、消費者被害防止の啓発活動を行っています。

②課題・ニーズ

- 災害発生時に速やかな避難や安否確認を実施するためには、防災機関だけではなく、近隣地域の助けが必要です。避難行動要支援者の支援に取り組む身近な避難支援等関係者をどう増やしていくかが課題となっています。
- アンケート調査によると、災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「避難所など安全なところまで避難することができない」「周囲とコミュニケーションがとれない」等が上位となっています。避難所の施設整備、障害種別に応じた避難訓練の実施等、対策の充実が望まれています。
- ヘルプマーク、ヘルプカードの認知度は徐々に上がってきていますが、障がいのある人が必要な時に適切な支援が受けられるよう、さらなる周知が必要です。

③今後の方向性

要支援者の支援体制の推進

- ・「避難行動要支援者名簿」の更新を進めるとともに、いざという時に避難行動要支援者を支援する身近な避難支援等関係者を増やすことに取り組みます。

ヘルプマーク等配布の継続

- ・ヘルプマーク、ヘルプカードの配布を継続して実施します。

防犯体制整備の継続

- ・地域住民、警察、市防犯協議会等との連携により安全が確保できるよう防犯体制の整備を引き続き進めます。

【主な施策】

No.	主な施策・事業	内 容	所 管
1	避難行動要支援者への支援体制の推進	・要支援者リストの作成と情報提供システムは整備済みであることから、今後は支援に取り組む身近な避難支援等関係者の増加に努めます。	社会福祉課
2	防犯体制の整備	・地域住民、警察、市防犯協議会等との連携により、防犯体制の整備に努めます。	防災安全課
3	消費者被害への防止	・消費者被害の防止のため、庁内各課や警察等と連携し、情報提供や啓発活動を行います。	市民協働課
4	ヘルプマーク、ヘルプカードの普及促進	・障がいのある人が困った際に、周りの人に手助けをお願いしやすくするヘルプマーク、ヘルプカードを配布します。 ・ヘルプマーク、ヘルプカードについて、市民への周知を図ります。	社会福祉課

【実施目標】

	基 準 (令和元年度)	中 間 (令和5年度)	最 終 (令和8年度)
避難行動要支援者のうち事前に避難支援者等関係機関へ名簿情報を提供している人の割合（アンケート調査等より）	28.0% (平成29年度)	32.0% (令和6年度)	35.0%
ヘルプマークの配布個数	340	500	700

◆ヘルプマーク（使用例）



◆ヘルプカード（記入例）

<p>[A面]</p>	<p>[B面]</p> <p>氏名: 名取太郎 血液型: A型 生年月日: 45年1月23日 住所: 名取市増田 0-0-0 緊急連絡先 氏名: 名取花子 職: 母 電話番号: 022-724-0x0x</p>
<p>[C面]</p> <p>障害・種別・疾病等 種別: 知的・精神・その他() 障害名・病名: 肢体不自由 症状: 左足が不自由です かかりつけ医療機関 病院名: 〇〇クリニック 主治医: 〇〇 電話番号: 022-724-0000</p>	<p>[D面]</p> <p>苦手なこと・できないこと 手すり等の支えがないと立てません。介助してもらった時に声掛けがないと不安です。 必要な支援など 手すりがないトイレでは介助が必要です。階段は昇降り出来ないためエレベーターを利用させてください。介助の際声掛けがあると安心です。</p>

第5章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1. 連携体制の強化

本計画の推進にあたっては、施策の総合的・一体的な推進を図るため、障がい者の就労支援や地域生活移行支援などの福祉分野だけでなく、保健、医療、福祉、教育、防災などの様々な関係機関との連携を強化します。

また、障害福祉サービスをはじめとするサービス見込量の確保にあたり、近隣の自治体やサービス提供事業所、関係機関と連携し、サービス提供体制の整備や情報の共有化を図ります。

2. 推進体制

(1) 市民、地域及び関係機関との協働

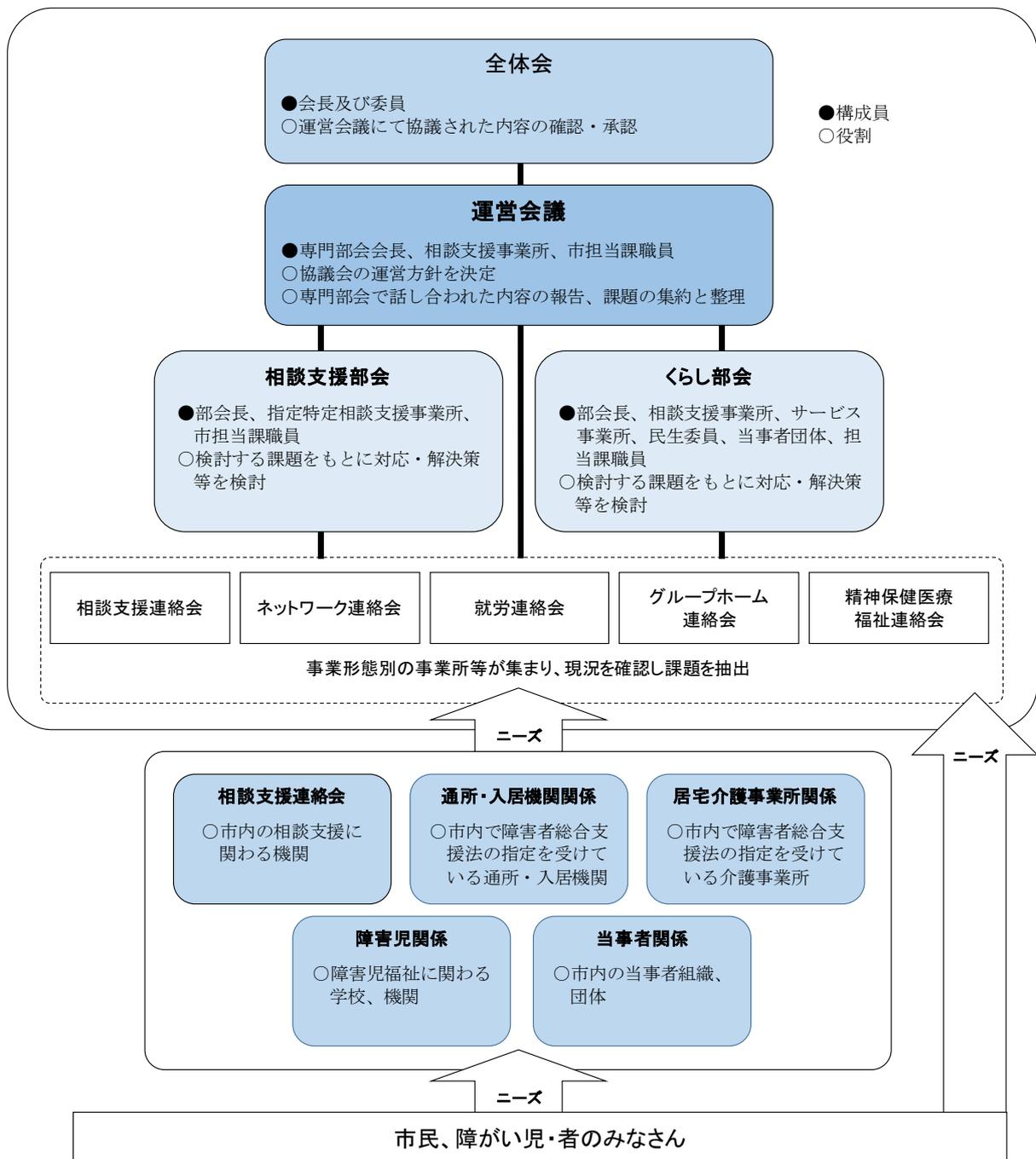
障がいのある人が住み慣れた地域で、将来にわたり安心して自立した生活を送るためには、行政による対応だけでなく、市民をはじめとして、障がい者団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会など多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。そのため、これらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

(2) 名取市障がい者等地域づくり協議会

当市は、障害者総合支援法に基づき、事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす協議の場として、「名取市障がい者等地域づくり協議会」を設置しています。

この「名取市障がい者等地域づくり協議会」において、地域や関係機関と連携しながら現状や課題を把握し、地域資源の開発や必要な福祉サービスの供給体制の充実を図ります。

【名取市障がい者等地域づくり協議会 組織体系図】



【名取市障がい者等地域づくり協議会 各会議構成員】

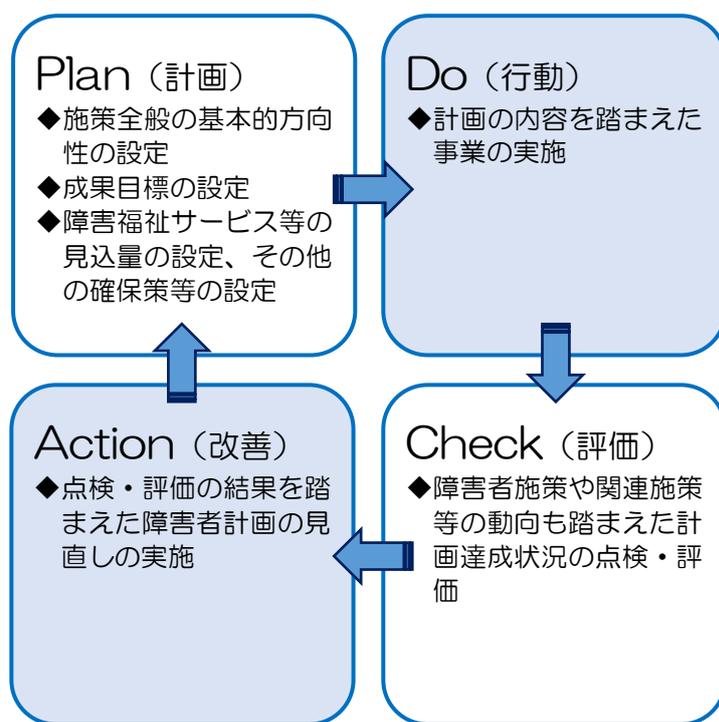
会議区分	構成委員	内容
全体会	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、当事者・家族、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、学識経験者、市職員（社会福祉課）	運営会議にて協議された内容の確認・承認
運営会議	委託相談支援事業所、市職員（社会福祉課 障がい福祉係）	協議会の運営方針を決定。専門部会で話し合われた内容の報告、課題の集約と整理
相談支援部会	市内相談支援事業所、市職員（社会福祉課 障がい福祉係）	検討する課題をもとに対応・解決策等を検討
くらし部会	委託相談支援事業所、指定相談支援事業所、市職員（社会福祉課障がい福祉係）、当事者・家族、保健・医療関係者、仙台保護観察所、民生委員・児童委員	検討する課題をもとに対応・解決策等を検討
相談支援連絡会	市内相談支援事業所	定期的に事例検討会を行い、ケースへの対応方法や課題解決に向け協議。相談支援専門員の質の向上を目指す
ネットワーク連絡会	市内相談支援事業所、市職員（社会福祉課障がい福祉係）、障害福祉関係事業所等	相談支援部会のメンバーで主催しており、研修会のテーマ設定や研修会を実施。研修会はテーマに応じ、事業者、当事者や家族、支援者等を対象とし、年2回程度実施している
就労連絡会	市内就労系事業所	市内就労系事業所が作成した製品販売や「てて・マルシェ」の内容等を検討し、利用者の収益が上がるよう協議している
グループホーム連絡会	市内グループホーム事業所	グループホームの運営等に関し情報交換し、市内外のグループホームの見学を通して、質の向上に務める
精神保健医療福祉連絡会	市内相談支援事業所、宮城県立精神医療センター、市内医療施設、仙台保健福祉事務所塩釜保健所岩沼支所、名取市保健センター、市職員（介護長寿課長寿健康係、社会福祉課生活保護係・障がい福祉係）	関係機関でそれぞれの機関の情報提供を行い、当市の課題共有、解決に向けての方策等を協議

3. 計画の周知・普及

計画の実施にあたっては、広く周知を図り、意識の啓発、共通の理解を得ながら推進していくことが重要であることから、市広報や市ホームページを活用するとともに、様々な機会を活用して積極的に広報活動を展開します。また、本計画で示した事業の実施状況について、市民にわかりやすく公表します。

4. 計画の進行管理

計画の推進にあたり、成果目標及び活動指標については、計画の中間評価として、年1回その実績を把握し、分析・評価を実施します。障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要があれば適宜見直しを行います。なお、中間評価の際は、「名取市障がい者等地域づくり協議会」から意見を受けるとともに、その結果を公表します。



資料編

資料編

1. 用語解説

あ行

【アクセシビリティ（あくせしびりてい）】

施設や設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさ。

【インクルーシブ教育システム（いんくるーしぶきょういくしすてむ）】

障害の有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場においてともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもに最も的確な指導を行うことを目指す教育。

か行

【バリアフリー法（ばりあふりーほう）】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）（平成18年6月）。バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校と、バスなどの旅客のための停留所などを追加するための規定を整備したほか、公共交通事業者に対してはスロープ板の適切な操作や照度の確保など、ソフト基準の遵守を義務付けている。

【ケアマネジメント（けあまねじめんと）】

援助を必要としている人の社会生活上のニーズを充足させるために、その要援護者と適切な社会資源とを結び続ける手続き全般を指す。

【高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）】

病気や事故などの種々の原因で脳が損傷されたために、脳の処理能力が衰え、思考・記憶・行為・言語などの障害や人格の変化、意欲の低下などの症状を伴い、正常な社会生活を営むことが困難な状態。

【合理的配慮（ごうりてきはいりょ）】

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための必要な配慮のこと。

さ行

【社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）】

日常生活や社会生活における障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

＜社会的障壁の例＞

- ・通行や利用がしにくい施設、設備
- ・利用しにくい制度
- ・障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化
- ・障がいのある人への偏見など

【障害（しょうがい）】

精神や身体の器官が、先天的、あるいは病気や怪我等の何らかの原因で、その機能を果たさないこと、また、その状態。

【自立支援医療（精神通院医療）（じりつしえんいりょう）（せいしんつういんいりょう）】

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、自立支援医療制度は「精神通院医療」に加え、「更生医療」「育成医療」の3種類がある。「精神通院医療」は、通院による精神医療を継続的に要する者に適用となる。

【成年後見制度（せいねんこうけんせいど）】

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。

た行

【地域共生社会（ちいききょうせいしゃかい）】

子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会。

【特別支援教育（とくべつしえんきょういく）】

従来の特殊教育対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服できるよう適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

な行

【難病（なんびょう）】

発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病で、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいう。

【ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）】

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ正常（ノーマル）な社会であるという考え方。

は行

【発達障害（はったつしょうがい）】

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

【バリアフリー（ばりあふりー）】

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを取り除く」という意味で、もとは段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語。障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くという意味でも用いられる。

【福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）】

一般の就労が困難な障がいのある人が、福祉的配慮のもとに就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等で就労すること。

【法定雇用率（ほうていこようりつ）】

民間企業、公的機関等で障がいのある人を雇用しなければならない割合。令和3年3月1日から、民間企業の法定雇用率は2.3%、国・地方公共団体は2.6%に引き上げられる。

や行

【要約筆記者（ようやくひっきしゃ）】

言語・聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一つである筆記を用いて通訳を行う者。

【ユニバーサル社会（ゆにばーさるしゃかい）】

障害の有無、年齢等に関わらず、国民一人ひとりが社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられ、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じて、その能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する社会。

ら行

【ライフステージ（らいふすてーじ）】

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な過程における生活史上の各段階をいう。

【リハビリテーション（りはびりてーしょん）】

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加を目指すという考え方。

その他

【Evidence Based Policy（えびでんす べいすど ぼりしい）】

証拠に基づく施策。政策決定が厳格に立証された客観的な証拠に基づくことを意味する。

2. 名取市障害者計画等策定懇談会設置要綱

平成 18 年名取市告示第 37 号

(設置)

第 1 条 障害者計画及び障害福祉計画の策定にあたって市民の意見を反映させるため、名取市障害者計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、調査及び検討し、市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 懇談会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

名取市障害者計画等策定懇談会委員名簿

No.	区分 (要綱第3条第2項)	推薦機関・団体等	氏名	役職等	備考
1	1号 学識経験者	尚絅学院大学	佐々木 健太郎	講師	
2	2号 保健医療関係者	宮城県立精神医療センター	酒井 道代	作業療法士（主任作業療法士）	
3		名取市保健センター	平塚 志寿	技術補佐兼保健師長	
4	3号 福祉関係者	社会福祉法人みのり会	今野 幸信	理事長	副委員長
5		名取市民生委員児童委員協議会	川村 米子	会長	委員長
6		名取市手をつなぐ育成会	熱海 裕子	副会長	
7	4号 教育関係者	宮城県立名取支援学校	高橋 勝也	教頭	
8		名取市校長会	庄子 信広	名取市立不二が丘小学校長	
9	5号 その他市長が必要と認める者	名取市障害者等地域づくり協議会 就労連絡会	芦田 伸也	一般社団法人こねくと代表理事	
10		社会福祉法人名取市社会福祉協議会	板橋 美千代	相談支援専門員	
11		社会福祉法人ありのまま舎	佐々木 晃	相談支援専門員	

3. 名取市障害者計画等策定検討委員会設置要綱

平成 18 年名取市告示第 38 号

(設置)

第 1 条 障害者計画及び障害福祉計画を策定するため、名取市障害者計画等策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、調査及び検討を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長の職にある者を、副委員長は、保健センター所長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 28 日告示第 69 号）

この告示は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（平 23 告示 69・一部改正）

総務課長 政策企画課長 財政課長 防災安全課長 商工観光課長 土木課長 学校教育課長 生涯学習課長
--

名取市障害者計画等策定検討委員会委員名簿

No.	氏名	役職及び職名	備考
1	小林 喜幸	健康福祉部長	委員長
2	芳賀 和明	保健センター所長	副委員長
3	綱川 宏一	総務課長	
4	小畑 和弥	政策企画課長	
5	佐藤 恭	財政課長	
6	五十嵐 竹美	防災安全課長	
7	小久保 眞由美	商工観光課長	
8	村上 諭	土木課長	
9	鈴木 博幸	学校教育課長	
10	大澤 博	生涯学習課長	

4. 名取市障害者計画等策定の経緯

年月日	内容
令和元年 12 月	・「名取市障害者計画等」策定のためのアンケート調査の実施
令和 2 年 11 月 6 日	第 1 回名取市障害者計画等検討委員会 ・骨子（第 1 章から第 3 章）の検討
令和 2 年 11 月 16 日	第 1 回名取市障害者計画等策定懇談会 ・委嘱状交付 ・骨子（第 1 章から第 3 章）の検討
令和 3 年 1 月 29 日	第 2 回名取市障害者計画等検討委員会 ・計画素案の検討
令和 3 年 2 月 15 日	第 2 回名取市障害者計画等策定懇談会 ・計画素案の検討
令和 2 年 2 月 25 日～3 月 17 日	・パブリックコメントの実施 提出意見 0 件

5. 名取市内障害福祉関係機関一覧（事業所、団体等）

	法人名 / 事業所名	備考
居宅介護事業所関係	(社福) 名取市社会福祉協議会 / 指定居宅サービス事業所ほっとなとり	
	(株) バイタルケア / バイタルケア名取	
	(NPO) なとりホームヘルプ協会	
	(有) 東北福祉サービス	
	(有) すぽっとけあサポート / 介護サービスセンターたすき	
	(株) ニチイ学館 / ニチイケアセンター たてこし	
	ベストケア有限会社	
	(株) リーベン / リーベン介護センター	
	(医法) 一秀会 / 訪問介護ステーション ハウス・クルーなとり	
	(NPO) ドリーム・ゲート / サポートクラブ未来	
	合同会社 にこライフケアセンター / 訪問介護 にこライフ	
	(社福) むそう / 生活支援センターあつと名取	
	豊かな心株式会社 / ケアステーションあかり	
	NPO法人スマイル・ワン / 訪問看護センター スマイル・ワン	
	(有) こすごう / ヘルパーステーションふるさと	
(一般社団) 明日葉 / 在宅介護事務所 あしたば		
通所・入居機関関係	(社福) みのり会 / るばーと	生活介護
	(株) ライフアップ / 生活介護ひまわり	
	(社福) むそう / まるっとますだ	
	(社福) みのり会 / るばーと	短期入所
	(NPO) 名取メンタルヘルス協会 / きらく	
	(株) リーベン / 桂實苑	
	(株) ライフアップ / グループホーム那智の郷	
	(株) ウエルシスパートナース / 短期入所あすもね	就労移行支援
	(社福) 名取市社会福祉協議会 / 名取市友愛作業所	
	(一般社団) 東北復興プロジェクト / ロクファーム アタラタ	就労継続支援A型
	(一般社団) こねくと / ラ・フリーズ	
	(一般社団) HELLOS / HELLOS名取	
	(社福) みのり会 / 名取市みのり園	就労継続支援B型
	(社福) 名取市社会福祉協議会 / 名取市友愛作業所	
	(株) ゼンシン / テラグラッサ	
	(一般社団) こねくと / wara	
	(一般社団) こねくと / ラ・フリーズ	
	(株) ゲンマ / 就労継続支援B型 MAKANA	地域活動支援センターⅡ型
	(社福) みのり会 / らるご	
	(NPO) 名取メンタルヘルス協会 / 小泉荘・高橋荘・大内荘・齋藤荘・土屋荘	グループホーム
(社福) みずほ / グループホーム うらやす		
(株) ライフアップ / グループホーム 那智の郷		
(株) ウエルシスパートナース / 共同生活援助あすもね		
(社福) みのり会 / はーもにいはうす		
合同会社フロンティア/ライフサポート つばさ	自立訓練	

	法人名 / 事業所名	備考
障害児関係	(一般社団) 悠優会 / And You なとり	放課後等デイサービス
	(NPO) ひよこ会 / ぴっぴ名取	
	(株) ひよこ会 / 放課後等デイサービス え〜る	
	(株) ゼンシン / アバンツアーレスポーツ	
	(NPO) スマイル・ワン / 就労準備型放課後等デイサービス ピノキオハウス	
	きらきらひかる(株) / みいんななかよし もりせきのした	
	(株) ひよこ会 / 児童発達支援・放課後等デイサービス ひよこのおんぶ	
	(株) ひよこ会 / 児童発達支援・放課後等デイサービス ひよこのおんぶ	
	きらきらひかる(株) / みいんななかよし もりせきのした	児童発達支援
	(一般社団) ライトハウス / らいとほうす名取	
	名取市若竹園	
	杜サービス(株) / コペルプラス 名取教室	
	(株) AGシニアケア / 運動療育スパークランド名取	
	きらきらひかる(株) / みいんななかよし もりせきのした	日中一時支援
宮城県立名取支援学校 (名取が丘校)		
相談支援関係	(社福) みのり会 / なとり生活支援センター窓	
	(社福) 名取市社会福祉協議会 / なとりソーシャルサポートセンターぼこあぼこ	
	(社福) ありのまま舎 / サポートケア名取ありのまま舎難病障害者相談支援センター	
	(NPO) 名取メンタルヘルス協会 / 名取メンタルヘルス	
	(株) ウエルシスパートナーズ / 相談支援事業所あすもね	
	名取市社会福祉課障がい福祉係	
	名取市保健センター	
当事者関係	(NPO) ドリーム・ゲート	
	名取市身体障害者福祉協会	
	クローバーネット	
	名取市手をつなぐ育成会	
	みのり会保護者会	
	土曜クラブ	
	特殊学級の親の会「花桃の会」	

(令和2年11月現在)

名取市障害者計画

発行：令和3年3月

編集：名取市 健康福祉部 社会福祉課

住所：〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80

電話：(022) 384-2111

F A X：(022) 384-2101